# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報	
(別添1)事務の内容	
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
IV その他のリスク対策	
V 開示請求、問合せ	
VI 評価実施手続	
(別添3) 変更箇所	

## I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称

後期高齢者医療制度関係事務

#### <制度内容>

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される。第1条では「国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。」と目的が規定されている。

運営主体は、都道府県ごとに設置する後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入、政令指定都市含む)となる。運営主体は広域連合だが、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等に基づき、保険料の徴収の事務、資格・給付に関する申請及び届出並びに窓口業務については市区町村が処理する。

財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担している。

被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者又は広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。

後期高齢者医療制度の特徴として、次の点が挙げられる。

- ・年齢到達等により被保険者となると、現在加入している国民健康保険等の医療保険から移行し、 後期高齢者のみで構成する医療保険であること
- ・保険料の徴収方法が原則として年金からの特別徴収(天引き)となること
- ・加入者全員が「被保険者」となること(「被扶養者」という概念はない。)

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。

さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する 法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等 システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報を オンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することに なった。

<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)

後期高齢者医療制度では、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、

- ・広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付
- ・市区町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収

特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。

1. 資格管理業務

②事務の内容 ※

被保険者証等の即時交付申請

市区町村は住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合 に届出書を送る。広域連合にて届出書の審査・決定を行い、市区町村から当該住民に対して 被保険者証等を発行する。(※1)

住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動

市区町村は広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を 特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合から当該住民に対して被保険者証等を 発行する。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。

- ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等 システムへ提供する(※1-2)。
- (※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な 場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、 資格喪失していることを確認することも可能。
- (※1-2):オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外である が、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供 を行うため、その観点から評価書に記載している。
- 2. 賦課・収納業務
  - •保険料賦課

市区町村から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険 料賦課額を決定した上で、市区町村から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知す る(X2)。

•保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市区町村において保険料に関する徴収方 法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該 住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、 特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

- (※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシス テムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能
- 3. 給付業務

市町村において、住民から個人番号が記入された療養費の支給の申請等に関する申請書を受 け付け、広域連合に申請書を送る。

広域連合にて申請内容の審査・支給決定を行い、後期高齢者医療給付支給決定通知書等(以 下、「支給決定通知書等」という。)を交付する。(※3)

- (※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステ ムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)
  - ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合から の委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者 及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。
  - ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を 中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。
  - (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情 報を更新する。
- 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、シス テムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要とな る情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関す る情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。
- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する
  - ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約し て実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。
  - ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由し
- て行う。 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する 事務)
  - ・市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する 必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介し て地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。

#### <選択肢>

1

③対象人数

30万人以上

1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市区町村に設置される窓 口端末で構成される。		
	1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市区町村の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報をもとに、広域連合の標 準システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市区町村の窓口端末へ配信す る。 市区町村の窓口端末では配信された決定情報をもとに被保険者証等を発行する。 (2)住民基本台帳等の取得 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信する。 2. 賦課・収納業務 (1)保険料賦課 市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 な成連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務 広域連合において標準システムの送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 3. 給付業務 広域連合において標準システムの広域端末で療養費の支給の申請等に関するデータの入力を行い、支給決定処理を行う。 市区町村の窓口端末では、支給決定された内容が確認できる。 メンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末で修養費の支給の申請等に関するデータの入力を行い、支給決定処理を行う。 市区町村の窓口端末では、支給決定された内容が確認できる。 メオンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。(通知発送者リスト等のデータを市町村へ送付するときは、権限設定・ログ管理等のセキュリティ機能を付加したファイル転送専用の機器を用いている。)		

	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市区町村から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバ―に登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信す
②システムの機能	る。     ・ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。     (以下「統合専用端末連携」という。)     ・広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。     (以下「サーバー間連携」という。)  (2)加入者情報登録結果取込     広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。
	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。
	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 ・市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム
システム2~5	[ ]その他 ( )

システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 (1)資格履歴管理事務に係る機能 ①新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (2)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ①機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ③情報提供 ************************************	
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ O ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] での他 ( )	
システム6~10		
システム11~15		
システム16~20		
3. 特定個人情報ファイ	(ル名	
後期高齢者医療関連情報	ファイル	
4. 特定個人情報ファイ	「ルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	
	・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。 ・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市区町村ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市区町村に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤販	

・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番

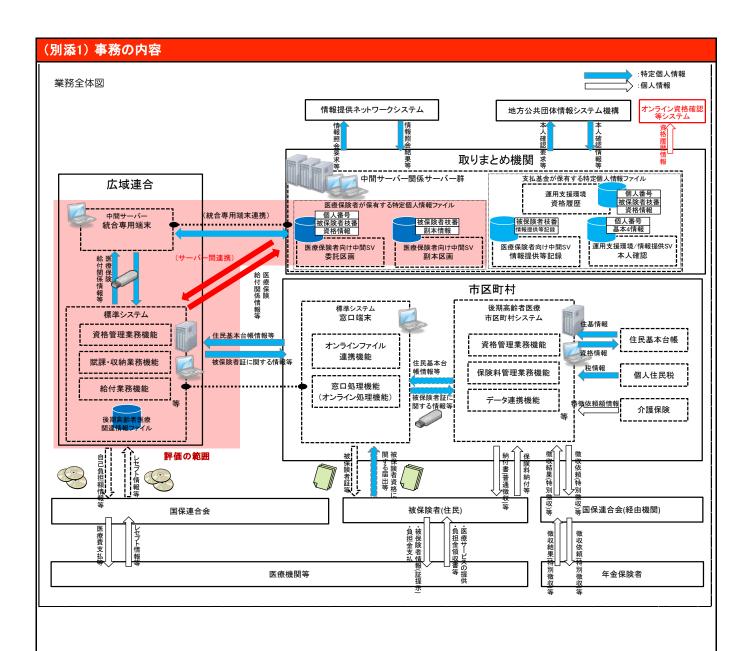
号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用

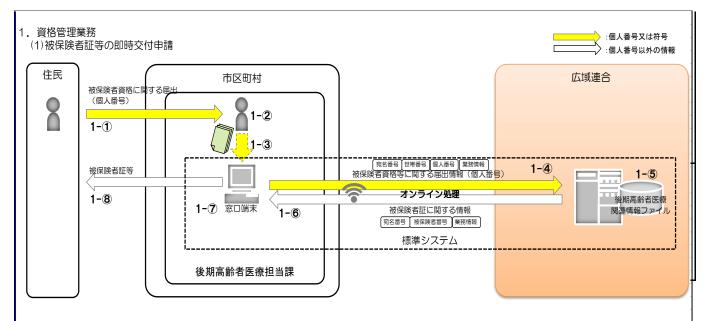
課の防止がより確実なものとなる。

のしくみを実現する。

②実現が期待されるメリット

## 5. 個人番号の利用 ※ ・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 法令上の根拠 ・住民基本台帳法 第30条の9 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 実施する ] 3) 未定 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、 106, 109, 119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4 条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31 条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ②法令上の根拠 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項 第1号 (提供)第1項 第2号 (委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワーク システムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報 を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接 続する主体は支払基金である。 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 資格保険料課、給付課 ②所属長の役職名 資格保険料課長、給付課長 8. 他の評価実施機関





#### 1. 資格管理業務

- (1)被保険者証等の即時交付申請
- 1-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
- 1-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 1-③市区町村の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
- 1-④市区町村の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録される。
- 1-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村において登録された「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
- 1-⑥市区町村の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
- 1-⑦市区町村では、市区町村の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
- 1-⑧被保険者証等を交付する。

#### ※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市区町村がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市区町村のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を 市区町村コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市区町村は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。 被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・広域連合及び市区町村は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けして保有・管理している。

### ※オンライン処理について

・オンライン処理とは、市区町村に設置された市区町村の窓口端末のWebブラウザに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。

## ※オンラインファイル連携機能について

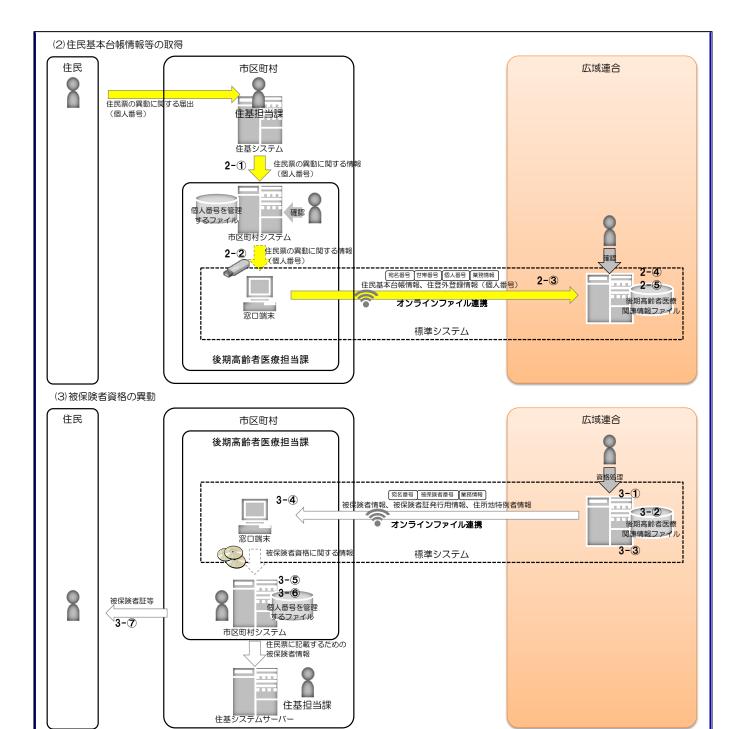
・オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、 広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。

### ※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。口

※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

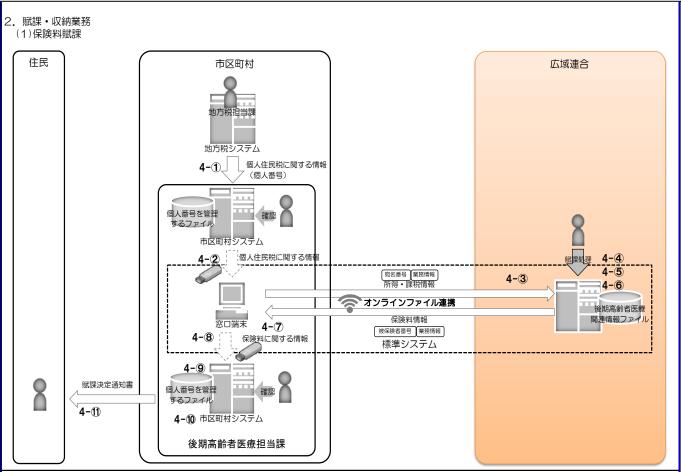


#### (2)住民基本台帳情報等の取得

- 2-①後期高齢者医療市区町村システム(以下「市区町村システム」という。)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市区町村システムに更新する。
- 2-②市区町村システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、 市区町村の窓口端末に移入する。
- 2-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市区町村から送信された当該情報に含まれる「市区町村と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。

## (3)被保険者資格の異動

- 3-①(2)において市区町村の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や 年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市区町村と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市区町村の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤市区町村では、市区町村の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 3-⑥市区町村システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
  - 市区町村では、既に「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。
- ※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。□
- ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載
- ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載
- ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

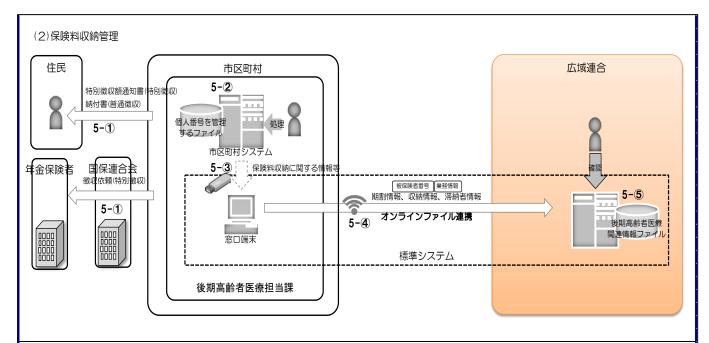


### 2. 賦課・収納業務

#### (1)保険料賦課

- 4-①市区町村システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市区町村システムに更新する。
- 4-②市区町村システムから個人住民税情報を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 4-③市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧市区町村では、市区町村の窓口端末から「保険料情報」等を電子記録媒体等に移出し、市区町村システムに移入する。
- 4-9市区町村システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩市区町村システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

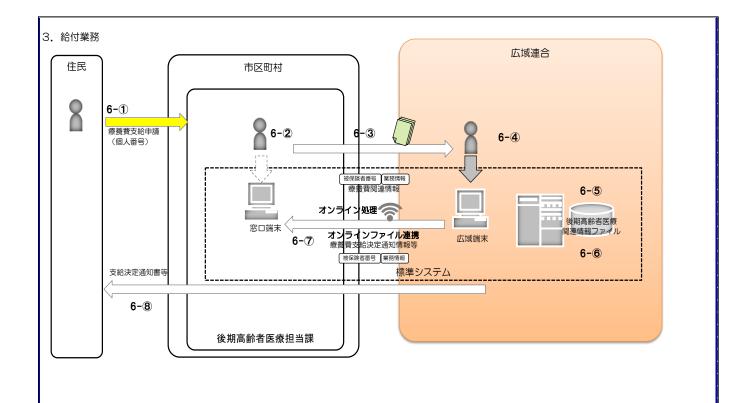
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。



#### (2)保険料収納管理

- 5-①市区町村で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。 特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-②市区町村システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③市区町村システムから、保険料収納に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市区町村の窓口端末に移入する。
- 5-④市区町村の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。



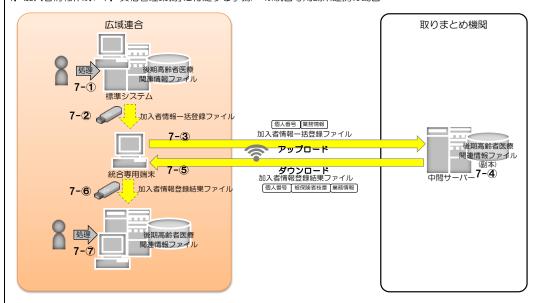
#### 3. 給付業務

- 6-①市区町村の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
- 6-②市区町村において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
- 6-③市区町村から広域連合に申請書等を搬送する。
- 6-④広域連合の標準システムに、申請内容を入力する。
- 6-⑤広域連合の標準システムで、療養費の支給決定処理を行う。
- 6-⑥広域連合の標準システムに支給決定情報等が作成される。
- 6-⑦広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末に、「療養費支給決定情報」等を配信する。
- 6-⑧広域連合から被保険者に対して支給決定通知書等を交付する。

※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。

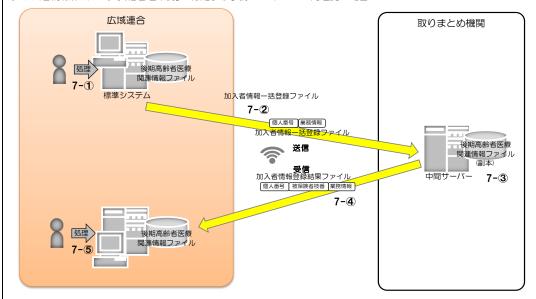
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



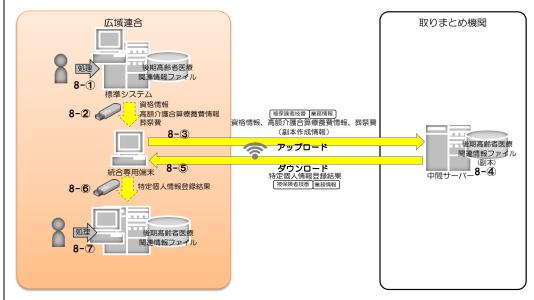
- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
  - 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
  - 7-②広域連合の標準システムから加入者情報一括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
  - 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報ー括登録ファイルをアップロードする。
  - 7-④中間サーバーで加入者情報ー括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、 被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
  - 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
  - 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
  - 7-②標準システムから中間サーバーへ加入者情報ー括登録ファイルを送信する。
  - 7-③中間サーバーで加入者情報ー括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、 処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
  - 7-④中間サーバーから加入者情報登録結果ファイルを受信する。 7-⑤一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

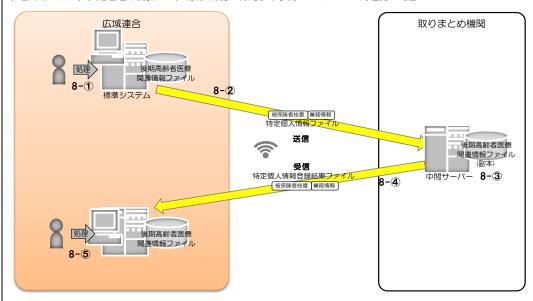
5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



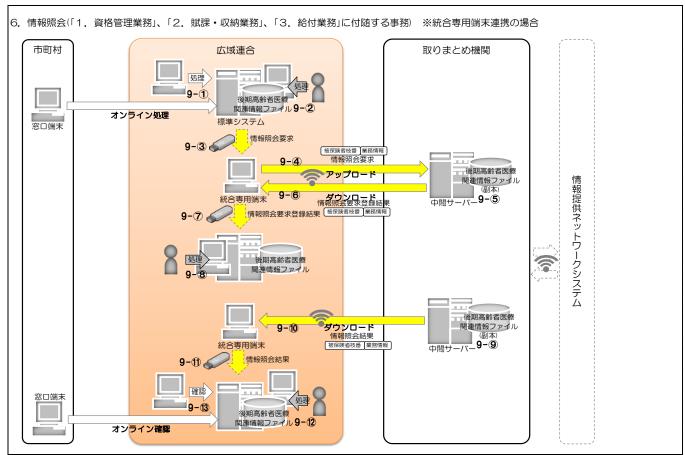
- 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
    - 資格情報登録ファイル
    - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
    - 葬祭費登録ファイル
  - 8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
  - 8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。
  - 8-④中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。 8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。

  - 8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

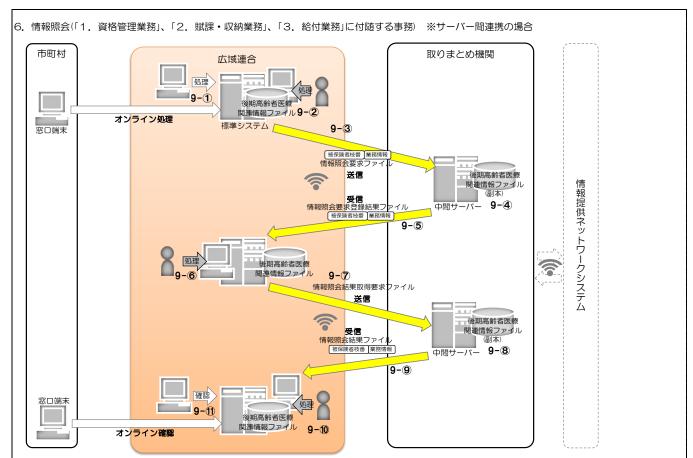
5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



- 5. 副本作成「「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
  - 資格情報登録ファイル
  - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
  - 葬祭費登録ファイル
  - 8-②標準システムから中間サーバーへ特定個人情報ファイル(8-①で作成したファイル)を送信する。
  - 8-③中間サーバーで特定個人情報登録結果ファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。 8-④中間サーバーから特定個人情報登録結果ファイルを受信する。 8-⑤一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。



- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
  - 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
  - 9-③広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
  - 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
  - 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
  - 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
  - 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 9-⑧一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
  - 9-9中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
  - 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
  - 9-①統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 9-12一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
  - 9-⑬市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

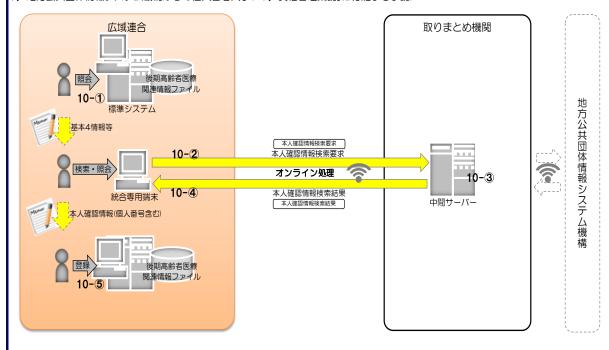


- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 9-①市町村の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
  - 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。

  - 9-⑥ 標準ペンテムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。 9-④ 中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
  - 9-⑤中間サーバーから情報照会要求登録結果ファイルを受信する。
  - 9-⑥一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
  - 9-⑦一括処理で情報照会結果取得要求ファイルを作成し、中間サーバーへ送信する。
  - 9-⑧中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
  - 9-⑨中間サーバーから情報照会結果ファイルを受信する。

  - 9-⑪一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。 9-⑪市町村の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

## 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



#### (備考)

- 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
  - 10-①広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
  - 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
  - 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
  - 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
  - 10-⑤広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど (具体的な運用に関しては、広域連合と構成市区町村との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)。

※基本4情報等:基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	<選択肢>	
②対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	
その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の 医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等 の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成 員の所得等の情報を管理する必要があるため。	
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満</li><li>1)50項目未満 4)100項目以上</li></ul>	
主な記録項目 ※	・識別情報  [ 〇 ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報   [ 〇 ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ 〇 ] 連絡先(電話番号等)   [ 〇 ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報   [ ○ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報   [ ○ ] 医療保険関係情報 [ ○ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ○ ] 障害者福祉関係情報   [ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報   [ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報   [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] ジ害関係情報	
その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:給付に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:障害認定に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・介護・高齢者福祉関係情報:高額療養費・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	資格保険料課、給付課	

3. 特定個人情報の入手・	使用	
	[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
	[  ]評価実施機関内の他部署	(
	[ ]行政機関・独立行政法人等	等 (
①入手元 ※	[ O ] 地方公共団体·地方独立行	<b>丁政法人 ( 市区町村</b> )
	[  ]民間事業者  (	)
		スは広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条 する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「 )
	[〇]紙 [ ]電	子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ
@ 7 ~	[ ]電子メール [ 〇 ] 専	用線 [ ] 庁内連携システム
②入手方法	┃ 【 <b>〇</b> ]情報提供ネットワークシス・	<del>,</del>
	[ 〇 ] その他 (住民基本台帳	ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度	・住民基本台帳情報 ・住民基本台帳情報 ・住登外登録情報 ・は登外登録情報 ・賦課・収納業務・所得・課税情報 ・期割情報 ・切納情報 ・増報・収納情報 ・滞納者情報 ・滞納者情報 ・治付業務 ・療養費関連情報システム機構で中間サーバーを・ 頻度は時のは、 類情報提供ネットワークシステムが 3.情報といいフークシステムが	: 転入時等に市町村窓口において、被保険者となる住民より入手した届出情報番号利用開始日(平成28年1月)以後に、届出のある都度で入手。  : 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月)以後に準備行為として一括で入手。番号利用開始日(平成28年1月)以後は、日次の頻度。  : 年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住民登録を登録情報(世帯単位)。 個人番号の付番・通知日(平成27年10月)以後に準備行為として一括で入手。番号利用開始日(平成28年1月)以後は、日次の頻度。  : 後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報。頻度は随時及び、月次。  : 市区町村が実施した期割保険料の情報。頻度は月次。  : 市区町村が収納および還付充当した保険料の情報。頻度は日次及び、月次。  : 市区町村が管理している保険料滞納者の情報。頻度は日次及び、月次。  : 市区町村で日々受け付けた申請書等に基づく情報。市区町村で日々受け付けた申請書を送付することにより入手し頻度は週次。  がらの個人番号の入手介して地方公共団体情報システム機構に即時照会して入手する。
		<b>いらの特定個人情報の入手</b>
	3. 情報提供ネットワークシステムが 医療保険者等以外の情報保有機	

- 1. 入手する根拠
- 〇当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠
- 【住民基本台帳情報】
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条
- 【住民基本台帳情報以外の情報】
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条
- 〇構成市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から情報を入手する根拠 【住民基本台帳情報】
- •住民基本台帳法第1条
- 【住民基本台帳情報以外の情報】
- ・番号法第9条第2項に基づく条例
- 〇地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠
- 住民基本台帳法第30条の9
- ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠
- ・番号法第19条7号および同法別表第二項番80、81

広域連合と市区町村は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

## 2. 入手の時期・頻度の妥当性

- •資格管理業務
  - ・被保険者資格に関する届出:転入時等に市町村窓口において申請者に被保険者証を 即時交付する必要があるため届出のある都度。
  - ・住民基本台帳情報:住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため日次。
  - ・住登外登録情報:被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者 資格に反映する必要があるため日次。
- •賦課•収納業務
  - ・所得・課税情報:個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険 料に反映させる必要があるため随時及び、月次。
  - ・期割情報:被保険者資格に関する異動が発生し、被保険者資格を喪失した者について、 未到来納期分の保険料を精算する必要があるため月次。
  - ・収納状況:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため日次及び、月次。
  - ・滞納者情報:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって滞納者で無くなったことを滞納者情報に反映する必要があるため日次及び、月次。
- •給付業務
  - ・療養費関連情報等:療養費等の申請は日々発生する。

広域連合にて支給処理等を迅速に行う必要があるため日次及び、月次。

- 3. 入手方法の妥当性
  - ・データでの入手は、回線上を流れるデータの暗号化処理を施した閉域ネットワークを用いて行う。 物理的にインターネットとは切り離されており、通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻 繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなる。
  - ・紙媒体での入手(市区町村が受け付けた申請書等)は、指定の搬送袋に入れて施錠し、広域連合の委託する専門業者が配送する。
- 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性
  - ・当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。
  - ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会 依頼を行う都度、随時入手する。
- 5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性
  - ・当広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本 台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から 入手する。
  - ・統合専用端末で中間サーバー等を介して即時照会し、随時入手する。

#### ④入手に係る妥当性

⑤本人への明示		÷	1. 高齢者の医療の確保に関する法律法第138条に情報提供に関する規定があり、番号法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。 2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。
⑥使用目的 ※			被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)、保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)及び給付(高齢者の医療の確保に関する法律第56条等)等の事務を行うため。 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。
	変更0	の妥当性	
@ <b>!</b>	<b>.</b>	使用部署※	資格保険料課、給付課
⑦使用の	)主体	使用者数	<選択肢>

#### 1. 資格管理業務

被保険者証の即時交付申請

市町村の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、個人番号等の確認を行った後に市区町村の窓口端末に入力する。市区町村の窓口端末への入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、市区町村の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。

住民基本台帳等の取得

市町村の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者等の住民票の異動に関する情報を、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

被保険者資格の異動

広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情報等を市区町村の窓口端末へ配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市区町村システム内に移入することで、市区町村システムにおいても同情報を管理する。

#### 2. 賦課・収納業務

#### •保険料賦課

個人住民税に関するデータを、市町村の個人住民税システムから移出し、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報データを市区町村の窓口端末に配信し、市区町村の窓口端末から同データを移出して、市町村システム内に移入し、市町村では当該住民に賦課決定通知書等で通知する。

### •保険料収納

市区町村システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場合は当該住民に納入通知書で通知し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料収納に関する情報等に関するデータを移出し、市区町村の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

#### 3. 給付業務

住民からの療養費の支給の申請等に基づき、内容の審査を行い、申請内容を標準システムに入力を行う。その後、標準システムにおいて、支給決定処理を行い、療養費支給決定情報等を作成し、当該住民に対して支給決定通知書等を交付する。

また、療養費支給決定情報等は市区町村の窓口端末で確認することができる

## 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手

- ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。
- ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と 紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。

・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する 被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを 個人番号で行う。

## 情報の突合 ※

・同一広域連合内である市区町村から他の市区町村に転居した場合に、転居先の市区町村から入手した住民基本台帳等の情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せを行う。

・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。

### 情報の統計分析

×

⑧使用方法 ※

・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。

## 権利利益に影響を与え得る決定 ※

被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定

#### 9使用開始日

平成27年10月5日

委託の有無 ※	
( 12)件	
電算処理システム運用及び関連業務委託	
①委託内容 標準システムのシステム運用業務、他システムとのデータ連携業務、標準システム関連機器の保守・旧業務及び標準システムサーバ機器のデータセンタでの管理・稼動維持等業務。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 [特定個人情報ファイルの全体] 2)特定個人情報ファイルの一部	
・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	
その妥当性特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。	
(選択肢)   (選択肢)   (選択肢)   (2) 10人以上50人未満   (2) 10人以上50人未満   (3) 50人以上100人未満   (4) 100人以上500人未満   (5) 500人以上1,000人未満   (6) 1,000人以上	
(4) 委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法 神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	
<b>⑥委託先名</b> 神奈川県国民健康保険団体連合会	
────────────────────────────────────	
再委託を行う場合は、次の規定に基づき当広域連合の承諾を得た場合に限り認める。承認、書面によった。内容の確認及び決裁等の必要な手続きを経た上で行う。各機器保守業務の実施にいて更なる委託がされる場合は、保守先の名称、その範囲、連絡先を把握し、容易に機密情報を知り得ることないように、必要な措置を講じるような規定を盛り込むこと等を確認し、承諾している。 ・番号法第10条第1項(再委託) ・契約約款(委託業務一般)第3条(再委託等の禁止)	
①広域連合の標準システム運用業務の一部(運用業務/機器保守・管理業務/設備・機器の稼働環境供業務/システムデータ連携) ②広域連合の標準システム運用業務の一部(保守:サーバ等機器)	

委託事項2		神奈川県後期高齢者医療広域連合セキュリティシステム運用業務	
①委託内容		標準システムのセキュリティシステムに係る運用業務、セキュリティシステム関連機器の保守・復旧業務及びセキュリティシステムサーバ機器等のデータセンタでの管理・稼動維持等業務。	
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	<選択肢>	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
対象となる本人の ・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)又は65歳以上75歳未満で一覧 (本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者		・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者	
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50人以上100人未満</li><li>1)10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	
<b>⑥委</b>	托先名	東日本電信電話株式会社	
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、次の規定に基づき当広域連合の承諾を得た場合に限り認める。承認、書面による申請に基づき、内容の確認及び決裁等の必要な手続きを経た上で行う。各機器保守業務の実施について更なる委託がされる場合は、保守先の名称、その範囲、連絡先を把握し、容易に機密情報を知りえ得ることないように、必要な措置を講じるような規定を盛り込むこと等を確認し、承諾している。 ・番号法第10条第1項(再委託) ・契約約款(委託業務一般)第3条(再委託等の禁止)	
	9再委託事項	マルウェア感染時初動対応支援、セキュリティシステム障害対応	

委託事項3		被保険者証等作成封入封緘業務委託
①委託内容		被保険者証、基準収入額適用申請書、基準収入額適用通知書、減額認定証、限度額認定証並びに関連帳票の作成及び封入封緘業務。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の 者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者		・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、次の規定に基づき当広域連合の承諾を得た場合に限り認める。承認、書面による申請に基づき、内容の確認及び決裁等の必要な手続きを経た上で行う。 ・番号法第10条第1項(再委託) ・契約約款(委託業務一般)第3条(再委託等の禁止)
	9再委託事項	帳票作成支援業務(データ抽出及び+帳票作成等)

委託事項4		給付関連入力処理業務委託		
①委託内容		葬祭費、療養費、食事標準負担額差額及び自己負担割合差額の支給に関する入力等業務。		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
		37 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者		
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [		
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者広域連合 企画課への問い合わせ		
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会		
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法			
	9再委託事項			

委託事項5		電算処理システムバッチ帳票作成等業務委託	
①委託内容		高額療養費、高額介護合算療養費、療養費及び葬祭費に関する支給決定通知書の作成、高額療養費 及び高額介護合算療養費に関する勧奨通知の作成等の業務。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者広域連合 企画課課への問い合わせ	
⑥委託先名		カワセコンピュータサプライ株式会社 横浜支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託	委託事項6~10		

委託事項6		療養費等の審査支払事務委託
①委託内容		・療養費、特別療養費及び移送費の審査及び支払いに関する業務。 ・海外療養費申請に疑義が生じた場合に調査等を行う不正対策業務。
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者広域連合 企画課への問い合わせ
<b>⑥委</b> 詞	托先名	神奈川県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、次の規定に基づき当広域連合の承諾を得た場合に限り認める。承認、書面による申請に基づき、内容の確認及び決裁等の必要な手続きを経た上で行う。 ・番号法第10条第1項(再委託) ・契約約款(委託業務一般)第3条(再委託等の禁止)
	9再委託事項	対象者情報等の運用支援業務(申請書の内容審査)

委託事項7		レセプト及び療養費支給申請書の点検等業務委託
①委託内容		レセプトの資格過誤点検の医療費適正化に関する事務、療養費(訪問看護、柔整、鍼灸、マッサージ) の複数月審査・点検及び医療と介護との給付調整に関する業務。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項8		給付申請書入力等業務委託
①委託内容		高額療養費及び高額介護合算療養費申請に関する入力等業務、市区町村への返戻療作業の補助業 務等。
	扱いを委託する特定個 Bファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ
⑥委託先名		システムズ・デザイン株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項9		定期搬送便業務委託
①委託内容		広域連合と市区町村との相互間において、個人情報を含む申請書類等を搬送する業務。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙 [ ] その他 ( )       )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ
⑥委託先名		株式会社 タムラコーポレーション
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

委託事項10		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号 との紐付管理
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	・当広域連合における資格履歴を管理するため。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ
⑥委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	9再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務の全て
委託事項11~15		

委託事項11		中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務			
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、およびオンライン 資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>			
対象となる本人の数		<選択肢>			
対象となる本人の 範囲 ※		・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。			
	その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払 基金に一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。			
③委託先における取扱者数		<選択肢>			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )			
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ			
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託先への立再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・ 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・			
	9再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務			

委託事項12		中間サーバーにおける本人確認事務			
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び 本人確認情報の取得			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者			
	その妥当性	当広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。			
③委	託先における取扱者数	<選択肢>			
	託先への特定個人情報 ルの提供方法	[ <b>O</b> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )			
⑤委	託先名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ			
<b>⑥委</b>	託先名	社会保険診療報酬支払基金			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再 委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立 ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。			
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務			
委託事項13		75歳年齡到達新規加入者口座振替用紙送付用封筒等作成業務委託			
①委託内容		年齢到達した被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)に対して、口座振替登録勧奨を行うための送付用封筒の作成と宛名台紙の印刷及び封入			
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢>			
対象となる本人の 範囲 ※		年齢到達した被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者			

	その妥当性	特定個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要がある。				
③委託先における取扱者数		<選択肢>				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ O ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ ]その他 ( )				
⑤委託先名の確認方法		神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ				
⑥委託先名		株式会社 TLP				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法					
	⑨再委託事項					

提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1	市区町村		
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村のやり取りは内部利用に当たるとされているが便宜上「移転」の欄に記載している。		
②移転先における用途	・市区町村において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知を行う。 ・市区町村において、広域連合からの被保険者情報等及び療養費支給決定情報等に基づき住民からの問い合わせ等に対応する。		
③移転する情報	<ul> <li>・資格管理業務         <ul> <li>・被保険者情報</li> <li>・被保険者証発行用情報</li> <li>・被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等</li> <li>・住所地特例者情報</li> <li>・試課業務</li> <li>・保険料情報</li> <li>・保険料算定結果の情報および賦課計算の元となる情報等</li> </ul> </li> </ul>		
	<ul><li>・給付業務</li><li>・療養費支給決定情報等 : 療養費支給決定通知等の出力に必要な情報と宛名情報等</li><li>&lt;選択肢&gt;</li></ul>		
④移転する情報の対象となる 本人の数	(200万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・過去に被保険者であった者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者		
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム       [ O ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )		
⑦時期·頻度	- 資格管理業務 - 被保険者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月)以後に、日次の頻度。 - 被保険者証発行用情報 : 番号利用開始日(平成28年1月)以後に、日次の頻度。 - 住所地特例者情報 : 番号利用開始日(平成28年1月)以後に、月次の頻度。 - 賦課業務 - 保険料情報 : 番号利用開始日(平成28年1月)以後に、月次の頻度。 - 給付業務 - 療養費支給決定情報等 : 番号利用開始日(平成28年1月)以後に、被保険者から療養費の支給申請がある都度に随時。		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			

6. 特定個人物	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		〈標準システムにおける措置〉 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管している。 ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室への入退出は厳重に管理されており、許可された者だけが入場できる場所にサーバーを設置している。データセンターのサーバー室への入退出は、バイオ(生体)認証を実施している。・また、サーバーの操作は、サーバー管理専用の端末でしか実施できない。サーバー管理端末は、ICカード及びユーザIDとパスワードによって管理している。・サーバー室への入退出とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、情報セキュリティ責任者(企画課長)が職員等に対して実施する。・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、パスワードによる認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザがサーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
		・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
	期間	<選択肢>
②保管期間	その妥当性	〈標準システムにおける保管期間〉 ・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する必要がある。 ・申請書等の保管年限は5年と定められている。 〈中間サーバーにおける保管期間〉 ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。
③消去方法		<標準システムにおける措置> 業務で入手した申請書等の特定個人情報に関する紙媒体を処分する時は、裁断又は外部業者による溶解処理を行う。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。
7. 備考		

### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

#### ファイル記録項目

#### 後期高齢者医療関連情報ファイル <賦課・収納関連情報> <情報連携関連項目> <資格関連情報> 個人番号管理情報 加入者情報管理(判定対象情報) 住民基本台帳情報 賦課世帯管理 加入者情報管理(個人情報) 所得情報 外国人登録情報 加入者情報管理(判定対象情報) •宛名番号 資格異動ログ 住登外登録情報 •被保険者番号 混合世帯情報 減額対象所得判定情報管理 •個人番号 所得情報照会結果管理 障害認定申請情報 •被保険者枝番 所得情報照会結果管理明細 負担区分判定対象情報 個人異動情報 <給付関連情報> 適用除外者情報 給付記録管理 宛名番号 被保険者 葬祭費(その他) 被保険者世代管理 高額療養費支給管理 被保险者履歴 特別療養費支給 老人保健情報 給付制限個人管理 負担区分根拠情報 高額療養費清算管理 基準収入額申請世帯情報 エラーレセプト 負担区分一時記憶WK 再審査レセプト 個人情報変更履歴情報 当月レセプト 負担区分判定登録抑止対象情報 療養費支給 扶養控除候補者情報 被保険者月別資格日数 マイナンバー設定候補者WK 高額介護合算療養費等支給申請書情報 国保住所地特例者情報 外来年間合算支給申請書情報 住民基本台帳情報(清音化) 高額療養費計算WK 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化) <共通情報> 個人番号管理情報(個人情報) 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理 <情報連携関連情報> 副本管理(判定対象情報) 被保険者枝番 加入者情報管理(個人情報) 副本管理(資格情報) 加入者情報管理(システム基本情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 情報照会要求管理 副本管理(葬祭費) 情報照会状況管理 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 加入者情報管理(個人情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 副本管理(メッセージ情報) <共通情報> 稼働ログ管理

#### 被保険者番号

<資格関連情報> 障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者 被保険者世代管理

被保険者世代管 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報

負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報

一部負担金減免申請情報標準負担額減額認定情報標準負担額減額入院情報特定疾病認定申請情報

負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報

被扶養者障害特定疾病証明書情報

個人情報変更履歴情報 短期証資格証候補者情報

追加情報該当者

参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報 被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化) 基準収入額申請世帯情報

個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)

<共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理 <賦課·収納関連情報>

賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報 所得情報

保険料減免管理情報 賦課対象情報 資格異動ログ

実態調査用被保険者番号管理

減額対象所得判定情報管理

<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報)

情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報)

副本管理(高額介護合算療養費情報)

副本管理(葬祭費)

副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)

加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報)

加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報) <給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他) 高額療養費支給管理 特別療養費支給

口座

給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理 エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト

当月レセプト 療養費支給 被保険者月別資格日数

レセプト負担区分管理

高額介護合算療養費等支給申請書情報

自己負担額証明情報

高額療養費特別支給金支給管理 特定医療費等連絡対象者管理 突合レセプト増減情報

突合査定結果情報

後発医薬品差額通知送付情報

給付制限追加情報

一定点数超過管理セットアップ

一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理 外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算自己負担額情報 外来年間合算計算結果情報 外来年間合算計算結果內訳情報

外来年間合算計算結果内訳情報 高額介護合算計算結果情報 高額介護合算計算結果内訳情報

高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累積WK く情報提供等記録項目> 処理番号の枝番 事務名称 事務系統名称 情報照供告部署名称 情報提供者部署名称 提供の求めの日時 提供の日時 特定個人情報名称

不開示コード過誤事由コード

被保険者枝番

< 本人確認項目> その他条件 履歴情報 その他条件 消験事 主たる照会(住基) 事務区分(任基法) 事務区分(番号法) 住所(大字以降) 住民区分 個人番号 利用事由 2

変更状況 市町村名 性別 情報表示 氏名 かな 券面記載の氏名 券面記載の氏名かな

券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな

<共通情報>

稼働ログ管理

選択履歴

メモ管理

照会対象期間開始 年月日 照会対象期間(照会基準日) 生存状況 生年月日 異動事由

異動年月日 異動有無

照会対象期間終了 年月日

※中間サーバーに保存される「委託区 画ファイル」、「副本区画ファイル」は、 基幹システムで扱う特定個人情報ファ イル(後期高齢者医療関連情報ファイル)の副本であることから、一体のもの として評価を行っている。

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

#### 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】

入手元は、市区町村の窓口に限定されており、提供されるデータ及び申請書は市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。

なお、市区町村からのデータ送信等によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。

※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。

の機能のことを指す。 ※2:確認リストとは既に個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。

## 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

※3:事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に広域連合の標準システムを操作し運用する職員等を指す。

(注)市区町村の窓口端末からのデータ送信等については、内部利用と整理されているが、市区町村から広域連合への入手に準じるものとして評価を行っている。

【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>

- ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については広域連合の標準システムに情報登録を行わず、速やかに削除する。
- ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。
- <中間サーバーにおける措置>
- · 当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。

### 【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】

入手元は、市区町村の窓口に限定されており、提供されるデータ及び申請書は市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。

なお、市区町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の情報が市区町村から入力されることのリスクを軽減している。

# 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内

また、市区町村からのデータ送信等によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。

【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置>

・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要な情報以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。

#### その他の措置の内容

十分である

なし [

| <選択肢> | 1)特に力を入れている

2) 十分である

#### リスクへの対策は十分か

3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入事	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市区町村の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市区町村が適切な方法で入 手している。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈中間サーバーにおける措置〉 ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	入手元は、市区町村の窓口に限定されており、提供されるデータ及び申請書は市区町村において本 人確認措置が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	入手元は、市区町村の窓口に限定されており、提供されるデータ及び申請書は市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、市区町村からのデータ送信等によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	入手元は、市区町村の窓口に限定されており、提供されるデータ及び申請書は市区町村において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、被保険者の住民票の異動に関する情報については、市区町村が市区町村の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市区町村の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を書面及びで通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。 また、広域連合の標準システムにおいて対象者の検索結果を表示する画面には、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、不正確な特定個人情報で事務を行うことのリスクを軽減している。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個.	- 人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	【市町村(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には物理的にインターネットとは切り離された閉域ネットワーク(広域イーサネット)を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー、端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全性の高いシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトは適宜アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・当広域連合における個人情報保護条例第62条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えいを規制している。  【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 く中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	
特定個人情報の人手(情報提 なし	大小ットソーソン人ナムを通しに八十を除く。 / こねけるての他のリスク及いてのリスクに対する措直

ı

3. 特定個人情報の使用				
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名システム等における措置 の内容	当広域連合では市区町村の宛名システムに相当するシステムは存在しない。			
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	当広域連合では広域連合の標準システムと、独自に開発した外付システム(不当利得等求償情報、負担割合相違等償還情報、資格情報等)を使用している。			
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市区町村の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。 また、外付システムは、個人番号を保有しない。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 権限のない者(元職	銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	<選択肢> [ 行っている ] 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	〈標準システムにおける措置〉・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。更に、標準システム端末へのログオン(Windowsログオン)には、ID・パスワードに加えて、個人ごとのICカードによる認証も必要とする。(二要素認証)・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発効は禁止している。・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。なお、30分以上端末を操作せず放置した場合及び認証用ICカードが認証装置から外された場合には、端末にロックがかかるよう設定している。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。・・パスワードは規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

アクセス権限の発効・失効の 管理	[ 行っている	]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)ID/パ連連が すっぱ と で と で と で と で と で と で と に 報 に 張 な い か ら い で と で と に で に で	セ発ススある任にのの、 は、 は、 ないでは、 いんでは、	事等に基づき、以下の管理 権限と事務要とので、対応力を確認のの表場の対なっ別を確認のの表場ではいかが、表とでする。 ををする。 のは、アクセスがで、がした。 ををする。 のは、アクセスがで、がした。 ををする。 のは、アクセスがで、がは、一下は、の情では、の情では、のがで、のがでする。 のは、アクセスがあれる。 ででででいる。 のは、アクをでは、のは、一般では、のは、一般では、のは、アクをでは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは	理を行う。 に成する。 に、事務取扱担当者が担当事務ごとに にし、事務に必要なアクセス権限(※1)の 上、承認(アクセス権限の付与)を行 権限の対応表を作成し、情報セキュリ して高いでは、権限を有している機能を組み合わせて、操作(アクセス権限を更新とでは、とこのでは、とこのでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、には、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、または、というないでは、というないでは、というないでは、または、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、または、というないでは、または、というないでは、というないでは、または、というないでは、または、というないでは、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
アクセス権限の管理	[ 行っている	]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	ス権限のでは、	Rセキュリティ対策基準でする。 者権では、にでいてアクロのでは、たってアクロのでは、たってアロのでは、たったのでは、たったのでは、たったのでは、たったのでは、たったのでは、では、ないでは、ないでは、ないでは、は、は、ないでは、は、は、は、ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	定期的に証跡(ログ)と使りにユーザー覧を広域連合のの確認及び不正利用のはが下した職員でいないかを点を主力でいないするととしている。 は使用しないこととしている。情報セキュリティ対策の登録やでは、情報セキュリティを録している。 は、情報セキュリティを保の登録やでは、情報では、情報である。 は、情報である。 は、れる。 はんれる。 はんれる	の標準システムより画面出力し、ユー確認を行う。 等、時刻、操作内容(照会内容)の記る。 ティ体制を基本とするが、職員等向けを及び意識向上を行うとともに、情報シア発に努めている。 いる。 任者以外は行えないものとする。 変更を行う都度、管理簿に記載し保管 要なアクセス権限の付与など管理簿

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している	<選択肢>   1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	を記録している。 ・標準システム端末へのログイン刻を記録し、標準システム以外等)に係る操作履歴も記録していまった。情報セキュリティ責任者は定其る書面の記録を照合して確認し・当該記録については、一定期は下していては、一定期が定めるについては、中間サーバーにおける措置と、中間サーバーにおける措置と、	ログイン時の認証の他に、ログシーグイン時の認証の他に、ログシーグについても、二要素による認証のアプリケーション等における操いる。 明的に、又はセキュリティ上の問う、不正な運用が行われていない間保存することとしている。 間は連合の運用における措置 > いて、情報セキュリティ責任者は、シ書面の記録を照合して確認し、	インを実施した職員等・時刻・操作内容 その他に、ログインを実施した職員等・時代内容(ファイルのコピー、削除、印刷 題が発生した際に、記録の内容と関連すいかを監査する。 定期的に又はセキュリティ上の問題が 不正な運用が行われていないかを監査
その他の措置の内容	なし		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	ていない職員等がログインしたにない職員等がログインしたにない職員等がログインしたでは実連を本っています。 では実連な体のででは実連をでは実連をでは実連をでは実連をではまずではまずではまずでは、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一、では、一	ログイン時の認証において、個人番号の表示、人個人番号の表示、人個人番号の表示、人間の人番号の表示ではないでもユーザ記録は体(事前に情報セキュリティ責任的に制御する。)ログイン時の認証の他に、ロ明のを監示のログインにプリケーを関いるを監示を表しているができる。「標準システム以外のる。」のカーのでは、2000年では	リティ体制を基本とするが、職員等向け性及び意識向上を行うとともに、情報シの啓発に努めている。 いに関する罰則を設けており、情報の漏 用機器についても、端末ログイン時のウセス制限を設定し、権限外の利用がでは、情報セキュリティ管理者によって統合
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	] <選択肢> 1)特に力を入れてい 3)課題が残されてい	

なし

4. 猴	定個人情報ファイルの	り収扱いの安託			し 」委託しない
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 1等のリスク	ל		
情報保護管理体制の確認		かどうかを以下の観点で ・個人情報の管理的な保	確認する。 護措置(個人情 措置(人的安全 措置(アクセス制 セキュリティ対策	報取扱規定、体制の整化管理、施設及び設備の引 で理、施設及び設備の引 制御、アクセス監視やアク が確保されること	整備、データ管理、バックアップ等) クセス記録等)
	国人情報ファイルの閲 更新者の制限	[ 制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない
	具体的な制限方法	業者、作業場所の特定」を また、アクセス権限を付 とすることを委託事業者に さらに、委託事務の定期 を定期的に報告させること く取りまとめ機関の職員に ・運用管理要領等にアクセ	ュリティ対策基と を明する 与する 等すす で は と に で で で で で で で で で で で で で	準に基づき、委託契約書 としている。 対を必要最小限に制限し としている。 時報告義務を委託契約 る措置>  の対応表を規定し、職員 務の範囲を限定している	まには「委託先の責任者、委託内容、作い、付与するアクセス権限も必要最小限書に明記し、アクセス権限の管理状況よう中間サーバーで制御している。 を臨時職員、取りまとめ機関と委託事る。また、対応表は随時見直しを行う。 しにくいものを使用する。
特定( 扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[  記録を残してい	る ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	刻・操作内容が広域連合 準システムの記録を調査 記録の保存期間につい く取りまとめ機関で行う3 ・操作ログを中間サーバ-	或連合の標準シの標準システム することで操作 ては、当広域連 を託業務におけ −で記録してい	ステムヘログインした際 はに記録されるので、情報 者個人を特定する。 会の文書管理規則第1 る措置> る。 生した際、又は必要なタ	Eに、ログインを実施した従業員等・時報セキュリティ責任者が広域連合の標 1条に従い、一定期間保存する。
特定侧	固人情報の提供ルール	[ 定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	に提供してはならないことこと等について委託契約また、当広域連合におけ失又はき損の防止等に関さらに、当広域連合の作せきは関連をそれりまとめ機関で行うる・契約書において当広域、先から他者への特定個人	リティ対策基準 まに明して まに明して はのの はのの はのの はのの はのの はのの はのの はの	に基づき、委託先は、特 最の複写、複製、又はこっ ととしている。 護条例第14条により、多 の措置を義務付けしてい 責任者が委託契約の監 る措置> の個人情報を第三者に漏 認めていない。	特定個人情報の目的外利用及び第三者 れらに類する行為をすることはできない 表託先においても個人情報の漏えい、滅 いる。 査、調査等事項に基づき、必要がある はらしてはならない旨を定めており、委託 が行われていないか監視する。

<当広域連合で行う委託業務における措置> 当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊 急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に書面にて報告を受けることとしてい 委託元と委託先間の特定個人情報のやりとりに関しては、広域連合の標準システム上で操作内容を 記録している 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規則第11条に従い、一定期間保存する。 委託元と委託先間の 提供に関するルールの 特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、 および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明 内容及びルール遵守 記することとしている。 の確認方法 さらに、当広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があると きは調査を行い、又は報告を求める。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 く選択時ン 特定個人情報の消去ルール 定めている ] 1) 定めている 2) 定めていない <当広域連合で行う委託業務における措置> 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、又は漏えいを起こさない方法によって確実に消 去、もしくは処分することを、当広域連合の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記する こととしている。 ルールの内容及び 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報セ ルール遵守の確認方 キュリティ責任者が消去及び廃棄状況の確認を行う。 法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・情報提供等記録については、番号法第23条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間 は7年間とされており、保存期間経過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。 (選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない ] 報ファイルの取扱いに関する 定めている 規定 ·秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 規定の内容 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等を定めるとともに委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	く選択版> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない 4)再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取り扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査・立人調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等。 また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本 方針」等による各種条件を満たしていること ・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本 方針」等による各種条件を満たしていること。 ・・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	【
特定個人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
なし	

5. 特定個人情報の提供・移	転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
リスク1: 不正な提供・移転が	「行われるリスク
特定個人情報の提供・移転 の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の操作した職員のユーザID・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規則第11条に従い、一定期間保存する。 (注)市区町村の窓口端末へのデータ配信については、内部利用と整理されているが、便宜上「移転」の欄に記載している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信については、「府番第27号 一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知) 平成27年2月13日」において、同一部署内での内部利用の取扱いとするとされている。また、当広域連合の個人情報保護条例第10条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めており、市区町村の窓口端末以外への特定個人情報のデータ配信は行っていない。・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっており、配信処理が可能な職員等については、広域連合の標準システムへのログインIDによる認可により事務取扱担当者に限定している。 ・広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定することができる。・標準システム端末へのログオンについても、二要素による認証の他に、ログオンを実施した職員等・時刻に加え、標準システム以外のアプリケーション等における操作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係る操作履歴及びファイル転送専用機器や電子記録媒体に係る操作履歴も記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定することができる。・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保している。・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。・データ配信先の市区町村は、高齢者の医療の確保に関する法律第107条及び第108条(法令上の根拠)に基づき、保険料徴収等を行うためにデータを取り扱うため、データの使途は明確である。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムからのデータ配信は、市区町村の窓口端末以外には行えない仕組みとなっている。 ・配信データと配信先については、必ず二人以上の担当者によって、広域連合の標準システムへの入力(実行指示)内容の確認を行う。 ・広域連合の標準システムのサーバー、端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村に設置する窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によって安全性の高いシステム稼働環境を確保している。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の提供・移転( する措置	を託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対				
なし					

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町村の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 ①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムがら情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作を歴代操作のグ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作を歴代操作を関係に関係を抑止する仕組みになっている。 (※)番号法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。
リスクへの対策は十分か	(選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしてのとなっている。 情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <申間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ③中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク <標準システムにおける措置> 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要 求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者 が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、 情報照会を行うなどの措置を行う。 リスクに対する措置の内容 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付け られた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入 手することが担保されている。 [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口端末とのみ接続され、接続には物理的にインターネットと は切り離された閉域ネットワーク(広域イーサネット)を用いる。 ・広域連合の標準システムと市区町村の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施して いる。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定 し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市区町村の 窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフト、ファイアウォール等によってセキュアなシステム 稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減し ている。 ・ウィルス対策ソフトは適宜アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイア ウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・当広域連合における個人情報保護条例第62条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏 えいを規制している。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> リスクに対する措置の内容 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからの アクセスを防止する仕組みを設けている。また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しない こととしている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除 することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他 に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末 の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省 統合ネットワークを利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ⑥中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービ ス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送 時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ※中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特 定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そ のため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <選択肢> 1) 特に力を入れている [ 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

### リスク5: 不正な提供が行われるリスク <標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログ インを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録 されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を 特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規則第11条に従い、一定期間保存する また、当広域連合の個人情報保護条例第10条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを 定めている。 情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する 記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> リスクに対する措置の内容 ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入 手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情 報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提 供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成 して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定 個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ロ グイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているた め、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログ インを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録 されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を 特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規則第11条に従い、一定期間保存する また、当広域連合の個人情報保護条例第10条では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを 定めている。 情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する 記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。 なお、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはで きないしくみとなっている。 リスクに対する措置の内容 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 <中間サーバーにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適 切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ロ グイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているた め、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省 統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービ ス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送 時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 <選択肢> 1)特に力を入れている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

## リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <樗進システムにおける措置> 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできない しくみとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程さ れており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしている ため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。

リスクに対する措置の内容

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

<中間サーバーにおける措置>

①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情 報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提 供されるリスクに対応している。

②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認でき る手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するため のエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付 与された者以外が情 報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体への複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報セキュリティ管理者の承認を得る
- ・標準システム端末及び統合専用端末双方の端末ログオン権限について制限設定を行い、特定のユーザ及び特定の電子記憶媒体 (事前に情報セキュリティ責任者が認証したもの)の組み合わせでしか情報授受が行えないようにシステム的に制御する。
- ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報セキュリティ責任者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発 生した際に、電子記録媒体への不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバ以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・当広域連合で使用するリライトできる電子記録媒体ではデータを保存せず使用後、自動的にデータがすべて削除される。

<中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。
- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、

他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。

- ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。
- ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止の操作は、情報セキュリティ管理者によって統合専用端末の操作を 許可された者のみしか行うことができない。

情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

- <中間サーバーにおける措置>
- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統 合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を 抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリス クに対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用すること により、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場
- 合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを 利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NIS	C政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない				
②安全	全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
③安全	全管理規程	<選択肢>   1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している   3)十分に整備していない				
④安全 員への	全管理体制・規程の職 )周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない				
⑤物理	里的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な対策の内容	〈標準システムサーバー等における措置〉・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。・サーバー危機等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 〈中間サーバーにおける措置〉・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。				
<b>⑥技術</b>	<b>斯的対策</b>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な対策の内容	〈標準システムサーバー等における措置〉 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウィルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウィルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウィルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報セキュリティ責任者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ※1:ウィルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバ、各端末のウィルス対策状況を集中管理する機能。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ・サーバー間連携を行う端末中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などによりリスクを回避する。 〈中間サーバーにおける措置〉 ①中間サーバーにおける措置〉 ①中間サーバーにおける措置〉 ③中間サーバーでは以て保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーでははTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。  ■ 1				

<b>⑦/</b> in	ックアップ	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事故発生時手順の策定・ 周知		[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者	************************************	[	保管している	]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存	皆の個人番号と同様の方:	法にて安	全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容		なし				
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

#### リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク <標準システムにおける措置> ・システム上、市区町村からの日次での送信データによって、住民基本台帳情報及び住登外登録情報 等を入手し、広域連合の標準システムのデータベースを更新しているため特定個人情報が古い情報の まま保管され続けることはない。 また、その他の情報についても、市区町村から定期的にデータ連携による入手を行うことで、広域連合 の標準システムのデータベースを更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるこ リスクに対する措置の内容 とはない。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区 画又は副本区画の情報を登録・更新する。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク <選択肢> 消去手順 Γ 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない <標準システムにおける措置> ・高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限 なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため恒久的に保管する必要がある。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 手順の内容 ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結 果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格 情報を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。 なし その他の措置の内容 Γ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【運用上のルールによる措置】

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施
- ・溶解処分業者による保存満了文書廃棄に関する定期的な見直しと職員による廃棄立会
- ・メディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ・市町村からの書類の搬送便は、特定信書便事業許可を受けた業者と委託契約を結び、搬送物の回収・納品作業は搬送指定日の最 小限の時間で実施
- ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施
- ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
- ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施
- ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施
- ・メディア媒体専用シュレッダーの導入による使用済みメディアの粉砕、廃棄の実施
- ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う

#### 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合 の対応について」に基づき、次の対応を行う

- (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本 人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については 個人情報保護委員会に報告する。

## Ⅳ その他のリスク対策※

3 十分に行っていない 当広域連合の情報セキュリティ所任者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワーのにおけ情報セキュリティがリシーにかた情報セキュリティ対策を限している。 現体を行うために、自己点検項のチェック方法 「共体的なチェック方法 ※は当に減温合の情報セキュリティ有性者、※には報告と下が多くにないて、保険を行うために、自己点検項のチェック方法 ※は当に減温合の情報セキュリティ有性者、※には報告と下が含くのネットワーク、情報システム等の情報セキュリティ対策と関する最終決定権限及び責任を有する。 ※は法権者を共力リティ技能は、当広域連合事務場長を結結情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。 「一十分に行っている」 「一十分に行っている」 「特に力を入れて行っている」・分けに行っている。 ・当広域連合の線が情報を実施書会に対し、自己点検結果を開ける。 ・他人情報保護書会による命事で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全総の執行情報保護書会に対し、自己点検結果を開ける。 ・他人情報保護書会による命事でに対し、自己点検結果を開ける。 ・他人情報保護書会による命事のを受け、他の監査結長に提出する。 ・他人情報保護書会による命事及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況、のには地する。 ・他人情報保護書会による命事及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況、信機を保護を含していて監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規が適合を分が構定の日間を合作で選任する。  「大情報保護書金を行うの非常に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び広域連合会が構定の日間を合作で選任する。 ・他人情報保護を含む情報ではまり、技術を対していての環境を決した領人情報保護を含む情報でよった。 (本はよる場合の連合を対象とした個人情報保護を含む情報でキュリティについての研修を実施している。・また、銀仕等以外にも、広域連合の連合を対象とした個人情報保護を含む情報でキュリティについての研修を実施している。・また、銀仕等はいたも、成場において個人情報保護を含む情報でキュリティについての研修を実施している。・また、銀仕等よりにも、成場での果受法に対して情報を表した例、情報保護を含む情報でキュリティについての研修を実施している。・また、銀仕キュリティ債任言を発表に対しては、再受債の機をを行りこれには、「一大の表別とよる形成別の対象とする。 「表し行為を行うに対している。」「表し行為を行うと表している。」「表し行為を行うと表している。」「表し行為を行うと表している。」「表し行為を明定法による形成別の対象とする。  「中間サーバーの報告等用意味によりる操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、はも専用端末導入前に研修を行う。	1. 監査	
情報セキュリティボリシーに沿った情報セキュリティ対策は深について点検を行うために、自己点核項のチェックリスを表し、と語で表し、当話・エックスを要に応じて(年に1度実施)点検を実施し、その検結果を統括情報セキュリティ責任者(※1)に報告している。 ※1:当広域連合の情報セキュリティ責任者、当広域連合計分を含めまいテロ・「情報システム等の情報を変更を使用している。 ※1:当広域連合の情報セキュリティ対策と関する最終決定権限及び責任を有する。  【	①自己点検	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
1 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 3) 十分に行っていない 3) 十分に行っていない 4 当広域連合の銀た情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 4個人情報保護審査会による答申の指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全級の執行状況については、定期的に年には実施別に監査委員(※1)の監査 定期監査と受け、その監査結 を広域連合機等審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題の把握、改善に努めている。 ※1:監査委員は、広域連合の財務に関する事業の執行、経営に係る事業の管理及び広域連合の事事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が第会の同意を得て選任する。 く取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措について、定期的に監査を行うこととしている。 ・	具体的なチェック方法	※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準により、広域連合事務局長を統括情報セキュリティ責任をし、統括情報セキュリティ責任者は、当広域連合における全てのネットワーク、情報システム等の情報
して当広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点核結果を諮問する。 ・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員に以いの改善状況及び広域連合を広域連合議会に提出する。 ・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。  ※1:監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び広域連合の事事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が第会の同意を得て選任する。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措について、定期的に監査を行うこととしている。  ②選択肢〉 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない ・ 職員の就任時に、情報セキュリティ責任者が、広域連合及び市町村職員を対象とした新任担当者研会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 ・ また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについて研修を、必要に応じて任に1度実施した。 ・ 委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、報セキュリティ責任者が委託業者に対して債権保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、報セキュリティ責任者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内室の遵守及びその機密事項を説明している。・ 上述のセキュリティの修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。・ 上述のセキュリティの修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。・ 上述のセキュリティの修り工作、指揮等の未受講者に対しては、再受講の機会を行与している。・ 上述のセキュリティの修等の未受講者に対しては、再受講の機会を行与している。・ とした事案の状況等に応て、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・ 中間サーバーの統合専用端末導入前に研修を行う。	2)監査	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
大分に行っている	具体的な内容	・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 ・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。 ※1:監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置
1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない  ・職員の就任時に、情報セキュリティ責任者が、広域連合及び市町村職員を対象とした新任担当者研会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 ・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、報セキュリティ責任者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応て、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、経合専用端末導入前に研修を行う。	2. 従業者に対する教育・	<b>答</b> 発
会の中で個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を実施している。 ・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、報セキュリティ責任者が委託業者に対して個人情報と共立リティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守をびその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応て、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、合専用端末導入前に研修を行う。	従業者に対する教育・啓発	1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている
	具体的な方法	・また、就任時以外にも、広域連合の全職員を対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度実施)実施している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ責任者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応して、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、約
L	3. その他のリスク対策	
	;L	

## V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階 神奈川県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上						
②請え	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
	特記事項	請求方法、指定様式等について本広域連合のホームページ上で表示。				
③手数	<b>数料等</b>	(手数料額、納付方法: <a href="mailto:sgreen;">(選択肢&gt;</a>				
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名					
	公表場所					
⑤法令	<b>冷による特別の手続</b>					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_				
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
①連絡先 〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9 神奈川県後期高齢者医療広域連合 総務課		〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階 神奈川県後期高齢者医療広域連合 総務課				
・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認 準的な処理期間を有する。						

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	平成29年2月13日				
②しきい値判断結果  ②しきい値判断結果  ②しきい値判断結果  ②しきい値判断結果  1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取				
①方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合のホームページで意見を募集				
②実施日·期間	平成28年12月2日~平成29年1月4日				
③期間を短縮する特段の理 由					
④主な意見の内容	意見なし				
⑤評価書への反映	_				
3. 第三者点検					
①実施日	平成29年1月24日				
②方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会による点検				
③結果	特定個人情報保護評価書の内容については了承されたが、委託契約内容点検や中間サーバーの運営・管理について適切に行うべきという付帯意見があった。				
4. 個人情報保護委員会の	4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】				
①提出日					
②個人情報保護委員会によ る審査					

### (別添3)変更箇所

変更日	)変更箇所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(記載なし)	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険を療報酬支払基金にいう。)、又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関する法律に関いが、のよれ、加入者の資格履歴情報と被保険者技器の理が、では、一般を記して、の事務、との事務の理に必要な情報提供ネットワークシステムに「接続する医療保険者等向」け、ウ)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の内容 (③事務の内容 1. 資格管理業務 ・被保険者証等の即時交付申請	住民から個人番号が記入された被保険者資格 に関する届出を受け付け、広域連合に届出書 を送る。	市区町村は住民から個人番号が記入された被 保険者資格に関する届出を受け付け、広域連 合に届出書を送る。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 〈事務の内容 〈事務の答 1. 資格管理業務 ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動	市区町村から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合から当該住民に対して被保険者証等を発行する。	市区町村は広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、広域連合から当該住民に対して被保険者証等を発行する。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容 〈事務内容〉 1. 資格管理業務	(記載なし)	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定にあたり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容> 2. 賦課・収納業務	(記載なし)	(※2)保険料賦課にあたり所得情報等の確認 が必要な場合、情報提供ネットワークシステム を利用して他の情報保有機関に照会し確認す ることも可能	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容 〈事務内容〉 3.給付業務	(記載なし)	(※3)給付の決定にあたり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(記載なし)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)  ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。  ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者技番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。 (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(記載なし)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供で美施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	(記載なし)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。 ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。 (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の内容 〈事務内容〉	(記載なし)	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市区町村から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、任民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム1 ②システムの機能	※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。(市町村への還元物は、広域イーサーワイドという本広域連合、市町村、国保連合会をつなぐ専用回線により、FTPで配信)	※ オンラインファイル連携機能とは、市区町村の窓口端末のWebブラウザを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを市区町村の窓口端末に配信する機能のことをいう。(通知発送者リスト等のデータを市町村へ送付するときは、権限設定・ログ管理等のセキュリティ機能を付加したファイル転送専用の機器を用いている。)	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(記載なし)	4.加入者情報管理業務 (1)加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成 標準システムは市区町村から送信された異 動に関する情報等を基に、中間サーバーに登 録するための加入者情報を作成する。広域連 合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間 サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間 サーバーが送信する。 (2)加入者情報登録結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報 連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	(記載なし)	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情 報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用 いて、中間サーバーに登録するためのファイル を 標準システムから取得し、統合専用端末へ 移送後、中間サーバーに登録するための副本情報を作成 する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成 する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用 いて、中間サーバーへ送信する。 (3)高額が護合算療養費情報作成 標準システムから取得し、統合専用端末へ移 送後、中間サーバーへ送信する。 環準システムは高額介護合算療養費支給 申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を構定 は関サーバーに登録するための国本情報を表に、中間サーバーに登録するための国本情報を表に、中間サーバーに登録するための国本情報を表に、中間サーバーに登録するためのアイルを標準システムは高額介護合算療養費支給 職員は情報連携管理ツールを用いて、中間 サーバーに登録するためのアイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間 サーバーへ送信する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム1 ②システムの機能	(記載なし)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準シス上から取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果で設立に対連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使用 するシステム システム2	(記載なし)	(「システム2 中間サーバー」を追加)	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイル を取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	被保険者資格や給付情報等の検索・照会を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者 資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、 市区町村で使用されている宛名番号及び広域 連合で付番する被保険者番号等を、個人番号 と紐付けして管理する必要があることから、特 定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連 情報ファイルを保有する。	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイル を取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(記載なし)	・被保険者が本広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	実施しない	実施する	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 7.評価実施機関における 担当部署	資格保険料課長 網本 淳、給付課長 岩 崎 均	資格保険料課長 網本 淳、給付課長 細野昭正	事後	人事異動に伴う記載の修正
平成29年2月17日	I 基本情報 (別添1) 業務全体図		図の修正	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 1. 資格管理業務	(記載なし)	※被保険者枝番の取得の流れは、「4.加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5.副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会は、「6.情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人 番号入手の流れは、「7.地方公共団体情報システム機構からの個人	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 2. 賦課・収納業務	(記載なし)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	
平成29年2月17日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 3. 給付業務	(記載なし)	※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ホットワークシステムを通じた情報 照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容	(記載なし)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 6. 情報限会業務 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務) の図等を追加	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・介護・高齢者福祉関係情報:高額医療・高額 介護合算療養費に関する事務を行うために記 録するもの。	・介護・高齢者福祉関係情報:高額療養費・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	I 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ①入手元	(記載なし)	その他 「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療 の確保に関する法律第57条第1項に規定する 他の法令による給付の支給を行うこととされて いる者」、「共済組合」	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ②入手方法	(記載なし)	情報提供ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ③入手の時期・頻度 1・所得課税情報	頻度は月次	頻度は随時及び、月次。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	I 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ③入手の時期・頻度	(記載なし)	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方 公共団体情報システム機構に即時照会して入 手する。 頻度は随時。 3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個 人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基 金ぞ介して情報照会を依頼する。 頻度は随時。	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性 1. 入手する根拠	(記載なし)	〇地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 〇情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号法第19条7号および同法別表第二項番80、81	事前	
平成29年2月17日	I 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性 2. 入手の時期・頻度の妥当 性		・所得課税情報 個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため随時及び、月次。 ・給付業務 療養費関連情報等:療養費等の申請は日々発 生する。広域連合にて支給処理等を迅速に行う 必要があるため日次及び、月次。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性 3. 入手方法の妥当性	・データでの入手は専用線を用いて行う。専用線を用いることで、通信内容の暗号化による信頼性、安定性の高い通信環境が実現できる。通信内容の暗景は大きなできる。通信内容の温度に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなる。・市区町村が受け付けた療養費の支給の申請等に関する申請書は、指定の搬送袋に入れて施錠し、広域連合の委託する専門業者により広域連合に送付される。	おり、通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなる。 ・紙媒体での入手(市区町村が受け付けた申	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	□ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・本広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。 ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性	(記載なし)	5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性 ・本広域連合が構成市区町村の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバー等を介して即時照会し、随時入手する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑤本人への明示	(記載なし)	2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、あらかじめ以下の内容を示している。 ・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供、国保中央会が個人番号を管理すること。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。 ・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑥使用目的	(記載なし)	・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じ信報提供ネットワーケシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑧使用方法 2. 臓諜・収納業務 ・保険料収納	普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。	普通徴収の場合は当該住民に納入通知書で通知し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 ⑧使用方法	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報服会を行い、取得した情報を被保険者技器と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入 手・使用 8.使用方法 情報の突合	(記載なし)	・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者核番と組付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1~12 ⑤委託先名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 総務課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ③再委託事項	②広域連合の標準システム運用業務の一部 (保守:サーバ等機器/秘文サーバ機器/端末 増設に伴う調達) ③広域連合の標準システム運用業務の一部 (業務用端末リカバリ保守)	②広域連合の標準システム運用業務の一部 (保守:サーバ等機器)	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2	(記載なし)	(委託事項2「神奈川県後期高齢者医療広域連合セキュリティシステム運用業務」を追加)	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項8 給付申請書入 力等業務委託 ⑥委託先名	株式会社オークス(一般競争入札による単年契約ため今後業者変更あり)	システムズ・デザイン株式会社(一般競争入札 による単年契約ため今後業者変更あり)	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託	(記載なし)	(委託事項10「中間サーバーにおける資格履 歴管理事務」 委託事項11「中間サーバーにおける情報提供 ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事 務」 委託事項12「中間サーバーにおける本人確認 事務」を追加)	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託に伴うものを除く。)	(記載なし)	(提供先1「番号法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)」を追加)	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	スクで原本管理しており、サーバー内にデータ保管している。 ・標準システムのサーバーはデータセンターに 設置する。 ・データセンターへの入館及びサーバー室への 入退出は厳重に管理されており、指紋を読み取るバイオ(生体)認証を用いて厳重に管理している。	の操作に関する権限付与は、本広域連合の情報セキュリティ対策基準に則して、情報セキュリティ責任者(給付課長)が職員等に対して実施する。・・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律に	事前	
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ②保管期間 その妥当性	(記載なし)	〈中間サーバーにおける保管期間〉 ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本 区画ファイルに保存される情報については、被 保険者が本広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。 ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・ 消去 ③消去方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に 原等事を行う。・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (別添2)特定個人情報ファ イル記録項目	(記載なし)	<情報提供等記録項目> <本人確認項目> を追加	事前	
平成29年2月17日	提供ネットワークシステムを通	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面及び専用回線を使用したFTPで通知し、入 手情報の再作成の依頼を行う。	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行 う。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置〉 ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については広域連合の標準システムに情報登録を行わず、速やかに削除する。 ・本組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 〈中間サーバーにおける措置〉 ・本広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行 われるリスク 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 く中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末における支払基金との通信は、 厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に 沿って行われることにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入 手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 ・個サーバーにおける措置>・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。	事前	
平成29年2月17日	坦州マットローカシフテ / 太涌	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面及び専用回線を使用したFTPで通知し、入 手情報の再作成の依頼を行う。	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行 う。	事前	
平成29年2月17日	提供ネットワークシステムを通	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面及び専用回線を使用したFTPで通知し、入 手情報の再作成の依頼を行う。	必要に応じて入手元の市区町村に確認内容を 書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定 個人情報が漏えい・紛失する リスク リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムは市区町村の窓口 端末とのみ接続され、接続には専用線を用い る。	・広域連合の標準システムは市区町村の窓口 ・広域連合の標準システムは市区町村の窓口 端末とのみ接続され、接続には物理的にイン ターネットとは切り離された閉域ネットワーク(広 域イーサネット)を用いる。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日		・ウィルス対策ソフトは自動でアップデートを行う こととしており、接続拠点の追加、削除等を含 め、ファイアウォール等の設定変更が必要と なった際は迅速に実施する。	・ウィルス対策ソフトは適宜アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1®を除く) 2. 特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定 個人情報が漏えい・紛失する リスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈中間サーバーにおける措置〉 ・中間サーバーと本広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSeclこよる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク1)⑨を除く) 3.特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と の紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他の システムにおける措置の内容	本広域連合では、広域連合の標準システムと、 標準システムネットワーク内に独自で管理して いる外付システム(不当利得等水償情報、負担 割合相違等償還情報、資格情報等)がある。	本広域連合では、広域連合の標準システムと、 本は、原発した外付システム(不当利得等求償 情報、負担割合相違等償還情報、資格情報等) を使用している。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報と の紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	また、外付システムは、標準システムの使用頻度の高いテーブルのみをインポートし、広域連合のみで使用するため、外部よりアクセス出来ないようになっている(外付システムはマイナンバーを保有しない)。	また、外付システムは、個人番号を保有しない。	事後	自己点検に伴う記載の修正
平成29年2月17日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1)のを除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職	る事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザ IDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ び認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの発効は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時には	ワードに加えて、個人ごとのICカードによる認証も必要とする。(二要素認証) なりすましによる不正を防止する観点から、共 用IDの発効は禁止している。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認 証において、個人番号利用事務の操作権限が 付与されていない職員等がログインした場合に は、個人番号の表示、検索、更新ができない機	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7・リスク1)®を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者に 競員、アクセス権限のない戦 員等)によって不正に使用され るリスク ユーザ一認証の管理 具体 的な管理方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に配載、管理する。・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 <中間サーバーにおける措置>・統合専用端末を利用したシステム操作や特定備付報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1®を除く)3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアウセス権限の発効・失効の管理具体的な管理方法	必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のか要があるか、照会権限のかぞよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。・情報を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。  (2)失効管理・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報システム管理者は、権限を有違い、当該事由が生じた際には迅速にアクセス権限を更新し、当該即を失効させる。 ※1:広域連合の標準システムでは、ID、パスワード、操作可能とする機能を組み合わせて、操作(アクセス)権限を管理している。 ※2:本広域連のの情報セキュリティ対策基準では、各情報システムを所管する担当課長を信	・広域連合の標準システムへのアクセス権限と事務の対応表を作成する。 ・広域連合の標準システムへのアクセス権限が必要となった場合、事務取扱担当者が担当事務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかの種別を確認し、事務に必要なアクセス権限(※1)のみを申請する。・・情報セキュリティ責任者(※2)は、申請に基づき対応表を確認の上、承認(アクセス権限の付与)を行う。・・端末へのログオンについても、職位等及び担当事務とアクセス権限の対方を作成し、情報セキュリティ責任者がユーザIDの発行、管理を行う。 (2)失効管理・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、情報セキュリティ責任者は、職権を確認し、当該事由が生じた際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。端末へのログオン権限についても同様とする。 ※1:広域連合の標準システムでは、ID、パスワード、操作アクセス権限を管理している。 ※2:本広域連合の情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ責任者」と定くは、場付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ方責任者」と定している。	事前	
平成29年2月17日	II 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 3. 特定個 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用さ れるリスク アクセス権限の発効・失効 の管理 具体的な管理方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>アクセス権限は、情報セキュリティ責任者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ級配の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。(1)発効管理・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。(2)失効管理・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう。情報セキュリティ責任者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。運用に係る運用管理規程医療保険者向け別には、「情報システム責任者」とされているが、本広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報セキュリティ責任者」が行うこととしている。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く)3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の発効・失効の管理具体的な管理方法	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置>本広域連合の情報セキュリティ責任者が統合専用端末において以下の管理を行う。・IDは、ID付与権限をもった情報セキュリティ責任者用IDと一般的なユーザIDがある。・支払基金が各医療保険者等の情報セキュリティ責任者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等において情報セキュリティ責任者が職員に対して一般的なユーザIDを付与することが可能となる。・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。・パスワードの最長有効期限を定めている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7・リスク19を除く)3.特定個人情報の使用3.特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の管理具体的な管理方法	〈標準システムにおける措置〉 ・本広域連合の情報セキュリティ対策基準等に 基づき、情報システム管理者は、以下のような アクセス権限の管理を実施する。 ・情報システム管理者権限については、毎月に 証跡ログ)と使用記録の目規確認を行う。 ・一般ユーザ権限については、定期的にユーザ 一覧を広域連合の標準システムより画面面出力 し、ユーザ管理台帳と目視による突合を行って アクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容に照会内 窓)の記録を定期的に確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報システムに関係である。 情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を 行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に 努めている。 た広域連合の標準システムでは、共用IDは使用 しないこととしている。	<標準システムにおける措置> ・本広域連合の情報セキュリティ対策基準等に 基づき、情報セキュリティ責任者は、以下のよう なアクセス権限の管理を実施する。 ・標準システム管理者権限については、定期的 に証跡(ログ)と使用記録の確認を行う。 ・一般ユーザ権限については、定期的にユーザー覧を広域連合の標準システムより画面出力し、ユーザ管理台帳と突合を行ってアクセス権限の確認及び不正利用の確認を行う。 ・広域連合の標準システムにログイン・ログアウトを実施した職員等、時刻、操作内容(既会内容)の記録を定期的に確認人不正な運用が行われていないかを点検する。 ・人的運用に頼らずシステムの機能的に制限を 等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報 セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施に情報 システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・広域連合の標準システムでは、共用IDは使用しないこととしている。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7・リスク1⑨を除く)3・特定個人情報の使用3、特定個人情報の使用リスク2:権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の管理具体的な管理方法	(記載なし)	く取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報セキュリティ責任者以外は行えないものとする。・・情報セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理簿に記載し保管する。・・情報セキュリティ責任者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 く中間サーバーにおける措置> ・該当する本広域連合の職員等に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない職 員等)によって不正に使用さ れるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	〈標準システムにおける措置〉 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・標準システム端末へのログオンについても、二要素による認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻を記録し、標準システム以外のアブリケーション等における操作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係る操作履歴も記録している。 ・情報セキュリティ責任者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(ア・リスク1・⑨を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元 職員、アクセス権限のない者) 員等)によって不正に使用さ れるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・中間サーバーへの接続について、情報セキュリティ責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 <中間サーバーにおける措置>・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑤を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報とキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システムの適正な運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・本広域連合における個人情報保護条例第62条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えいを規制している。		事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク10)を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(同上)	・標準システム端末及び統合専用端末へのログオンについても、二要素による認証の他に、ログオンを実施した職員等・時刻に加え、標準システム以外のアプリケーション等における操作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係る操作履歴も記録している。操作履歴については、情報セキュリティ責任者が定期的に内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・人的運用に頼らずシステムの機能的に制限を設定するセキュリティ体制を基本とするが、職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。・当広域車合における個人情報保護条例第62条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。・なお、ファイル地送専用機器についても、端末ログオン時のユーザ認証によって職員等の権限ごとにファイルや機器へのアクセス制限を設定し、権限外の利用ができないよう管理している。権限の利用ができないよう管理している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、本広域連合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・本広域連合における個人情報保護条例第62条に、情報週入いに関する罰則を設けており、情報の漏えいを規制している。	体(事前に情報セキュリティ責任者が認証したもの)の組み合わせ以外では実行できないようシステム的に制御する。・統合専用端末との情報授受についても、標準システム端末及び統合専用端末双方の端末ログオン権限について制限設定を行い、特定の	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7. リスク1⑨を除く)3. 特定個人情報の使用リスク4. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容	(同上)	・標準システム端末及び統合専用端末へのログオンについても、二要素による認証の他に、ログオンを実施した職員等・時刻に加え、標準システム以外のアプリケーション等における操作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係る操作履歴も記録している。操作履歴については、情報セキュリティ責任者が定期的に内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。・人的運用に頼らずシステムの機能的に制限を設定するセキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報ンステム運用教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報ンステム運用教育を実施し情報とステムの適正な運用を行うこともに、情報システムの適正な運用を行うこともに、情報がより、保管庫に施錠保管する。・本広域連合における個人情報保護条例第62条に、情報漏えい・紛失を規制している。※1:ここでいうGUIIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出にあたっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除ぐ) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<ul> <li>▼取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置&gt;委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行場った必要な複製を制限するため事前に情報となる。接てを登録を得る・一様保険者の登録情報を確認する以外にファイルを接換者の登録情報を確認する以外にファイルを接換者の登録情報を確認する以外にファイルを接触しないよう、職員等に対し周知徹底する・一定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する・一定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等る。・一定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等る。・一定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等る。・一度計算を表していまいた。</li> <li>一時報と供等記録ファイルから機関別号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。・委託区画ファイル及び副本区画ファイルとでしては、統合専用端末を利用して本広域連合の職員がファイル出力がウンロード(※)・)する機能は、統合専用端末を利用して本広域連合の職員がファイルとできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。</li> <li>※託に画ファイルとの事は表にファイル出力がウンロード(※)・)する機能は、統合専用端末を利用して本広域連合の職員を除たである場合に対している。</li> <li>※記録を除いますないますないますないますないますないますないますないますないますないますな</li></ul>	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1③を除く) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(記載なし)	〈取りまとめ機関で行う委託業務における措置 〉 ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7・リスク1③を除く) 4・特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	等・時刻・操作内容が広域連合の標準システム に記録されるので、情報システム管理者が広域		事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した 際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	
平成29年2月17日	皿 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(ア・リスク1%)を除く)4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	さらに、本広域連合の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	さらに、本広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1®を除く) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供 に関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	(記載なし)	◇取りまとめ機関で行う委託業務における措置 ◇・契約書において本広域連合が保有する個人 情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めて おり、委託先から他者への特定個人情報の提 供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルー 、 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	さらに、本広域連合の情報セキュリティ管理者 が委託契約の調査事項に基づき、必要がある ときは調査を行い、又は報告を求める。	さらに、本広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク1®を除く) 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	(記載なし)	く取りまとめ機関で行う委託業務における措置 >・契約書において本広域連合が保有する個人 情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めて おり、委託先から他者への特定個人情報の提 供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等 の不正な持ち出しが行われていないか監視す る。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール 遵守の確認方法	委託契約終了後は、委託先から特定個人情報 等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、 情報システム管理者が消去及び廃棄状況の確 認を行う。	委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、情報セキュリティ責任者が消去及び廃棄状況の確認を行う。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール 遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・情報提供等記録については、番号法第23条 第3項に基づく施行令第29条の規定において、 保存期間にオースを引き、 後は、本広域連合が適切に廃棄等を行う。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19)を除く) 5. 特定個人情報の提供・移 転委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移 転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移 転の記録 具体的な方法	広域連合の標準システムから市区町村の窓口 端末へのデータ配信の実施においては、広域 連合の標準システムへのログインを実施した職 員等・時対・操作内容およびデータ配信された。 データが広域連合の標準システムに記録される ため、情報システム管理者が広域連合の標準 システムの記録を調査することで操作者個人を 特定する。	広域連合の標準システムから市区町村の窓口端末へのデータ配信の実施においては、広域連合の操作した職員のユーザID・時刻・操作内容およびデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク1: 不正な提供・移 転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移 転に関するルール ルールの内容及びルール 遵守の確認方法	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する 記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。	事前	
平成29年2月17日	リスク2: 小適切な万法	・広域連合の標準システムへのログインを実施 した職員等・時刻・操作内容およびデータ配信さ れたデータが広域連合の標準システムに記録 されるため、情報システム管理者が広域連合の 標準システムの記録を調査することで、操作者 個人を特定する。	広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を作定することができる。・標準システム端末へのログオンについても、二要素による認証の他に、ログオンを実施した職員等・時刻に加え、標準システム以外のアブリケーション等における操作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係る操作履歴及びファイル・  に英専用機器や電子記録媒体に係る操作履歴も記録されるため、情報セキュリティ責任者が広域連合の標準システムの記録を調査することで、操作者個人を特定することができる。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク19を除く) 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク3: 誤った情報を 提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転してし まうリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・広域連合の標準システム端末には、事務に関係のないアブリケーションはインストールしない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く)	(記載なし)	(「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」を追加)	事前	
平成29年2月17日	リスク1: 特定個人情報の	<標準システムサーバー等における措置> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターは指紋を読み取るパイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。	<標準システムサーバー等における措置> ・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはバイオ(生体)認証を用いた入退出管理を実施しており、入退出を行った個人を特定する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1®を除く) 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策》(7 リスク1 ⑨を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報の 高えい減失, 毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<標準システムサーバー等における措置> ・広域連合の標準システムのサーバ及び端末 には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスバターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウイルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウイルスバターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ※1:ウイルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバ、各端末のウィルス対策状況を集中管理する機能。	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。・広域連合の標準システムのウィルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウィルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報セキュリティ責任者等が迅速に適用を行う。・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している ※1:ウィルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウィルス対策状況を集中管理する機能。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除ぐ 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	く取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 く中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはおいて保有するとを防止するため、中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。②中間サーバーはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。②中間サーバーではUTMにフェータウイルスやハッキングなどの脅威からネットフータを教率的かつ包括(民人検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行うとともに、ログの解析を行うとともに、ログの解析を行うとともに、ログのの解析を行う。 ③中間サーバーと本広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる開場サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1®を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク2: 特定個人情報が 古い情報のまま保管され続け るリスク リスクに対する措置の内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1®を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク3: 特定個人情報 が消去されずいつまでも存在 するリスク 消去順 手順の内容	(記載なし)	〈取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置〉・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除する。・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている資格情報を削除する。	事前	
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策※(7・リスク1③を除く)7・特定個人情報の保管・消去特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	【運用上のルールによる措置】 ・ブリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の 徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙の シュレッダーの実施 ・溶解処分業者による保存満了文書廃棄に関する定期的な見直しと職員による廃棄立会 ・メディアの搬送時の所在追跡可能な手段の 実施 ・市町村からの書類の搬送便は、特定信書便 事業許可を受けた業者と委託契約を結び、搬 送物の回収・納品作業は搬送指定日の最小限 の時間で実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の 施錠の実施 ・機器の実施 ・機器返却時、HDD内の特定個人情報 が復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実 ・で子に対策体専用シュレッダーの導入による 使用済みメディアの粉砕、廃棄の実施 ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 特定個人情報の保管・ 消去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。(1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するをとせに、被害の拡大を防止する。(2)事実関係を調査しまる。場合には、その原因究明を行う。(3)上記(2)で究明した原及を踏ました。をでは、その原因究明を行う。(4)上記(2)で究明した原及を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。(4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。(5)事業の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は関係等について、速やかに本人に連絡又は関係等について、速やかに本人に連絡を対応に表しまた、事実関係及び再発防止策等について、速やかになきる。(6)厚生労働大臣にが定めるガイドライン等の規定による報告を記述をいて、またいては個人情報保護委員会に報告する。	事前	
平成29年2月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	おける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて(年に1度実施)点検を実施し、その点検結果を最高情報統括責任者(※1)に報告している。 ※1:本広域連合の情報セキュリティ対策基準により、広域連合事務局長を情報セキュリティ統括責任者とし、情報セキュリティ統括責任者とし、情報セキュリティ統括責任者とし、情報セキュリティ統括責任者と、ステム等の情報資産の管理及び情報セキュシステム等の情報資産の管理及び情報セキュシステム等の情報資産の管理及び情報セキュ	本広域連合の情報セキュリティ責任者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティがシーに治力を情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて年に1度実施)点検を実施し、その点検結果を統括情報セキュリティ責任者(※1)に報告している。 ※1:本広域連合事務局長を統括情報セキュリティ責任者とし、統括情報セキュリティ責任者とし、統括情報セキュリティ責任者とし、統括情報セキュリティ方任者とし、統括情報セキュリティ方任者とし、統任情報セキュリティ方任者とし、統任情報できっての表し、統一を有いまな、本広域連合における全てのネットワーク、情報ンステム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。	事前	
平成29年2月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・本広域連合の最高情報統括責任者は、本広域連合の個人情報保護条例に基づき、必要に応じて本広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	・本広域連合の統括情報セキュリティ責任者は、本広域連合の価人情報保護条例に基づき、必要に応じて本広域連合の個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。	事前	
平成29年2月17日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置> 本広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び本広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	事前	
平成29年2月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 異体的な方法	情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業	対象とした個人情報保護を含む情報セキュリティについての研修を、必要に応じて(年に1度 実施)実施している。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人	事前	
平成29年2月17日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 見体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める本広域連合の運用における措置>・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が本広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月17日	別紙1	(記載なし)	(別紙1「別紙1 「特定個人情報の提供先一 覧」を追加)	事前	
平成29年12月28日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第50条、第25条、第25条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第43条 (提供)別表第二 項番1、23、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、82、87、93、97、106、109、119 番号利用法別表第二の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19 条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44 条、第4条、第5条、第53条、第55条の2、第	事後	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署	資格保険料課長 網本 淳、給付課長 細野 昭正	資格保険料課長 細野 昭正、給付課長 村田 典久	事後	人事異動に伴う記載の修正
平成29年12月28日	II 2. ③対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	Ⅱ4. 委託事項1 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4. 委託事項2 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	Ⅱ4. 委託事項3 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4、委託事項4 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4. 委託事項5 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	Ⅱ4. 委託事項6 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4. 委託事項7 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II 4. 委託事項8 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイ ルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4. 委託事項9 ②取扱いを 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II 4. 委託事項10 ②取扱いを を 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	II4. 委託事項11 ②取扱いを を 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II4. 委託事項12 ②取扱いを を 委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の 範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II 5. 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	II 5. 移転先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事前	法令に合わせた記載の修正
平成29年12月28日	Ⅱ別添2 特定個人情報ファイル記録項目 宛名番号と紐付される情報	既存の一覧	<資格関連情報> 「国保住所地特例者情報」を追加	事前	システム改修に伴う修正
平成29年12月28日	Ⅱ別添2 特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号と 紐付される情報	既存の一覧	<給付関連情報> 「第三者行為求償連携管理」を追加	事前	システム改修に伴う修正
平成29年12月28日	別紙1「特定個人情報の提供 先一覧」	既存の一覧	番号法第19条第7号別表第二第30, 106項に係る提供先及び提供先における用途並びに提供する情報を追記	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年4月27日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署	資格保険料課長 細野 昭正、給付課長 村田 典久	資格保険料課長 佐藤 修一、給付課長 村田典久	事後	人事異動に伴う記載の修正
平成30年4月27日	Ⅱ 4. 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項2 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課へ の問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	Ⅱ4. 委託事項3 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	Ⅱ4. 委託事項4	給付関連業務委託	給付関連入力処理業務委託	事後	契約見直しに伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項4 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項4 ⑦再委託の 有無	再委託する	再委託しない	事後	契約見直しに伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項5 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	Ⅱ4. 委託事項5 ⑥委託先名	神奈川県国民健康保険団体連合会	カワセコンピュータサプライ株式会社 横浜支店	事後	入札による委託先変更
平成30年4月27日	II 4. 委託事項5 ⑦再委託の 有無	再委託する	再委託しない	事後	委託先変更に伴う修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項6 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項7 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課へ の問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項8 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課へ の問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項9 ⑤委託先名 の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課へ の問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課へ の問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	II 4. 委託事項10 ⑤委託先 名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課へ の問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項11 ⑤委託先 名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	II 4. 委託事項12 ⑤委託先 名の確認方法	神奈川県後期高齢者医療広域連合 給付課への問い合わせ	神奈川県後期高齢者医療広域連合 企画課への問い合わせ	事後	組織改正に伴う記載の修正
平成30年4月27日	Ⅱ別添2 特定個人情報ファイル記録項目 宛名番号と紐付される情報	既存の一覧	<給付関連情報> 「外来年間合算支給申請書情報報」を追加	事前	システム改修に伴う修正
平成30年4月27日	Ⅱ別添2 特定個人情報ファイル記録項目 被保険者番号と 紐付される情報	既存の一覧	<資格関連情報> 「限度額適用申請情報」を追加 <給付関連情報> 「外来年間合算支給申請書情報」 「外来年間合算自己負担額情報」 「外来年間合算自己負担額情報」 「外来年間合算計算結果情報」 「外来年間合算計算結果内訳情報」を追加	事前	システム改修に伴う修正
令和1年6月7日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署	資格保険料課長 佐藤 修一、給付課長 村田典久	資格保険料課長 佐藤 修一、給付課長 千葉恵子	事後	人事異動に伴う記載の修正
令和1年6月7日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 3. 特定個人情報の入手・使 用	(平成28年1月予定) (平成27年10月予定) (平成28年1月予定) (平成27年10月予定) (平成28年1月予定)	「予定」を削除	事後	時期が経過したため修正
令和1年6月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	株式会社アベエキスプレス 横浜物流センター (一般競争入札による単年契約ため今後業者 変更あり)	株式会社 タムラコーポレーション(一般競争入 札による単年契約のため今後業者変更あり)	事後	入札による委託先変更
令和1年6月7日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 (委託に伴うものを除く。)	[O]提供を行っている(22)件	[O]提供を行っている(24)件	事後	別表に合わせ修正
令和1年6月7日	I 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 (委託に伴うものを除く。)	(平成28年1月予定)	5か所「予定」を削除	事後	時期が経過したため修正
令和1年6月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消 去	情報セキュリティ責任者(給付課長)	情報セキュリティ責任者(企画課長)	事後	組織改正に伴う記載の修正
令和1年6月7日	取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用	※2:本広域連合の情報セキュリティ対策基準では、給付課長を「情報セキュリティ責任者」と定義しており、情報セキュリティ責任者は本広域連合すべての情報システムの設定変更等を行う権限を有するとともに、情報セキュリティに関する責任を有する。	※2:当広域連合の情報セキュリティ対策基準では、企画課長を「情報セキュリティ責任者」と定義しており、情報セキュリティ責任者は当広域連合すべての情報システムの設定変更等を行う権限を有するとともに、情報セキュリティに関する責任を有する。	事後	組織改正に伴う記載の修正
令和1年6月24日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署	資格保険料課長 佐藤 修一、給付課長 千葉 恵子	資格保険料課長、給付課長	事後	指針の変更に伴う追記
令和2年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託事項 3 ①委託内容	被保険者証、基準収入額適用申請書、基準収入額適用通知書及び減額認定証並びに関連帳票の作成及び封入封緘業務。	被保険者証、基準収入額適用申請書、基準収入額適用通知書、滅額認定証、限度額認定証 並びに関連帳票の作成及び封入封緘業務。	事後	現状に合わせ修正
令和2年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託13	(記載なし)	(全文追加)	事後	新たに追加となったため追加
令和2年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを認まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについも、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(追記)	(※1-2):オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使かたため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム ②システムの機 能(1)	新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。	①新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、 資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに 登録する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機 能(1)	(追記)	②個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン 資格確認等システムに提供する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能(2)	する。 (ii)情報照会 情報提供ネットワークシステムを通じて、特	①機関別符号取得他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 ②情報照会情報提供ホットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 ③情報提供情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ④情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成。	事前	他の形式に合わせ変更
令和2年6月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能(2)	(追記)	⑤オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報提供マイナポータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(追記)	オンライン資格確認等システムを通して、資格 喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保 険者番号の入力自動化による返戻レセプトの 削減、後続開発システムとの連携による保険医 療データ活用のしくみを実現する。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 業務全体図	(追記)	既存図に「資格履歴情報」確認のための「オン ライン資格確認等システム」を追記。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託10 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	(追記)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等 の資格情報を利用するため。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの ルの取扱いの委託 委託10 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること・題のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSから上のアアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの ルの取扱いの委託 委託11 ①委託内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報 照会・情報提供、情報照会・情報提供、行うた めに必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報 照会・情報提供、情報照会・情報提供、および オンライン資格確認システムで管理している情 報との紐づけを行うために必要となる機関別符 号の取得及び管理	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	I 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 化の取扱いの委託 委託11 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	(追記)	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイ ルの取扱いの委託 委託11 ⑧再委託の許諾方法	(追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・・ISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、のSから上のレイヤーに対して、システム構築上おい運用とのセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化eto)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)
令和2年6月1日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保 管・消去 ①保管場所	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーによりつド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル でのである。 (資格関連情報)	(追記)	個人番号管理情報(個人情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目後期高齢者医療関連情報ファイル の必要を受ける。 (後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <賦課・収納関連情報>	(追記)	所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <給付関連情報>	葬祭費(その他支給) (追記)	葬祭費(その他) 高額療養費計算WK	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル の名番号 <情報連携関連項目>	(追記)	加入者情報管理(システム基本情報) 加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル が保険者校番 <情報連携関連項目>	(追記)	副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算) 情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算 療養費)情報) 副本管理(メッセージ情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修 に (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者枝番	(追記)	<共通情報> 稼働ログ管理	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <資格関連情報>	(追記)	基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号 <給付関連情報>	葬祭費(その他支給) (追記)	葬祭費(その他) 特定医療費等連絡対象者管理 高額介護合算計算結果情報	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル 被保険者番号	(追記)	<共通情報> 稼働口グ管理 メモ管理 〈情報連携管理(資格情報〉 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理 副本管理(資格情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(違於信報) 副本管理(葬祭費) 副本管理(葬祭費) 副本管理(華祭費) 副本管理(華祭費) 副本管理(自己負担額証明書(為無分養合算療養費)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者) 加入者情報管理(加入者) 加入者情報管理(加入者) 和人者情報管理(加入者) 和人者情報管理(加入者) 報》 加入者情報管理(加入者) 報》 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファ イル	(追記)	券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 可変記先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 保具体的な方法	(追記)	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及び ISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが 確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・・通用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミトルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライン資格確認等システムの導入に関する記載の修正(形式的な変更)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 4	動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込広域連合職員は統合専用端末を用いて中	後、中間サーバーへ送信する。 (以下「統合専用端末連携」という。) ・広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎ ファイルを送信する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能5	(1)資格情報作成標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成標準システムは毒祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムがら取得し、中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成標準システムは高額介護合算療養費支給申請の発行情報を基に、中間サーバーへ送信する。といる場合を開発を表し、同時中のバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、中間サーバーへ送信する。	(1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに予録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための副本情報を推立するための可が出来連携を担け、統合専用端末連携またはサーバーのでは要求を表しませます。 (2)葬祭費情報作成標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを展準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバーの間連携で中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成費するための副本情報を指しまではサーバーに登録するためのファイルを開まるといるでは、 は、第準システムは高額介護合算療養費を発しませた。 は、13高額介護合算療養費情報作成費するための副本情報を指し、に、空間サーバーので、といるでは、 、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能 6	(1)情報照会要求 ・市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 ・標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを機準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果取込広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	(1)情報照会要求 ・市区町村職員は市区町村の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 ・標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成する。 ・広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入上、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(追記)	サーバー間連携の項目を追記。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	II 特定個人情報ファイルの 概要 3、特定個人情報の入 手・使用 ④入手に係る妥当性 4	統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して 医療保険者等以外の情報保有機関に情報照 会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入 手する。	統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7・リスク1®を除く) 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者 (元職員、アクセス権限のない されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは規則性のある文字列や単語は使 わず、推測されにくいものを使用する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク アクセス権限の発行・失効 の管理 具体的な管理方法	・パスワードを定期的に更新するよう中間サー	・バスワードは規則性のある文字列や単語は使 わず、推測されにくいものを使用する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(ア・リスク19を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、 定期的に変更を行う。	・パスワードは規則性のある文字列や単語は使 わず、推測されにくいものを使用する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク19を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない 職員等)によって不正に使用 されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・情報セキュリティ責任者は、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーへの接続について、情報セキュリティ責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーへの接続について、情報セキュリティ責任者は、定期的に又はセキュリティよの	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスクに対する措置の内容	る操作履歴も記録している。操作履歴について	グインについても、二要素による認証の他に、 ログインを実施した職員等・時刻に加え、標準 システム以外のアブリケーション等における操 作内容(ファイルのコピー、削除、印刷等)に係 る操作履歴も記録している。操作履歴について は、情報セキュリティ責任者が定期的に内容を 確認し、不正な運用が行われていないかを監査 する。 (中略)・なお、ファイル転送専用機器で配布されるデータやデータ連携用機器についても、端末ログイ ン時のユーザ認証によって職員等の権限ごとに ファイルや機器へのアクセス制限を設定し、権	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク1・9を除く) 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファ イルが不正に複製されるリス ク リスクに対する措置の内容	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報セキュリティ責任者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。(中略) く中間サーバーにおける措置〉・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用してファイル出力/ダウンロード)(※1)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用してファイル出力(ダウンロード)(※1)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。  ※1:統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムのよりに必要となる。	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報セキュリティ責任者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。(中略) < 中間サーバーにおける措置〉・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※1)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。・ 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※1)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。・ ※1:ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民主本会権をからローならフェストのび情報提供	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・パスワードの最長有効期間を定め定期的に更 新を実施する。	・パスワードは規則性のある文字列や単語は使 わず、推測されにくいものを使用する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7・リスク1⑨を除く) 4、特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 変託先から他者への提供 に関するルールの内容及び ルール遵守の確認方法	さらに、当広域連合の情報セキュリティ責任者 が委託契約の調査事項に基づき、必要がある ときは調査を行い、又は報告を求める。	さらに、当広域連合の情報セキュリティ責任者が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7、リスク19を除く) 4、特定個人情報ファイル の取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルール連守の確認方法	さらに、当広域連合の情報セキュリティ責任者 が委託契約の調査事項に基づき、必要がある ときは調査を行い、又は報告を求める。	さらに、当広域連合の情報セキュリティ責任者 が委託契約の監査、調査等事項に基づき、必 要があるときは調査を行い、又は報告を求め る。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正

変更日 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(ア・リスク1②を除く) 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 特定個人情報の提供・移転 に関するルール ルールの内容及びルール 遵守の確認方法	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する 記録を確認し、不正なデータ配信が行われてい ないかを占めする	・情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから市区町村へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1②を除く) 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手 が行われるリスク リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 情報照会結果の入手元は、統合専用端末に 限定されており、入手データは情報提供ネット ワークシステム及び中間サーバーにおいて厳 格な審査が行われている。 (中略) ①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供 許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リ スト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ホットワークシステムに表している。	<標準システムにおける措置> 情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。(中略) ①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 6. 情報ネットワークシステ ムとの接続 リスク4: 入手の際に特 定個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクに対する措置の内容	(追記)	・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1 (②を除く) 6. 情報ネットワークシステ ムとの接続 リスク5: 不正な提供が 行われるリスク リスクに対する措置の内容	情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから統合専用端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検する。	テムから中間サーバーへの副本データ登録に	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1③を除く) 6. 情報ネットワークシステ ムとの接続 リスク6: 不適切な方法 で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われて	情報セキュリティ責任者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 6. 情報ネットワークシステ ムとの接続 情報提供ネットワークシ ステムとの接続に伴うその他 のリスク及びそのリスクに対 する措置	(追記)	く中間サーバーと標準システムとの間の情報 接受に係るリスク対策>・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は 1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は 標準システムのローカルネットワークと中間 サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用 できないよう他のネットワークやシステムと分離 する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムの ネットワークと中間サーバーとの間にファイア ウォールを導入する。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止の操作は、情報セキュリティ管理者に よって統合専用端末の操作を許可された者の みしか行うことができない。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1⑨を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 リスク1: 特定個人情報の 漏えい・滅失、受損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	・統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。   統合専用端末はインターネットに接続できないよう分離する。	〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 ・統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。 ・統合専用端末は中間サーバー以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。 ・サーバー間連携を行う端末中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策※(7. リスク1②を除く) 7. 特定個人情報の保管・ 消去 特定個人情報の保管・ 消去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(2)事実関係を調査し、番号法違反又は番号法 違反のおそれが把握できた場合には、その原 因究明を行う。	(2)事実関係を調査、監査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正

## (別添3)変更箇所

(万川/旅び	)変更箇所	-t		10.1.01.00	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓 発 具体的な方法	(追記)	・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対し では、再受講の機会を付与している。	事前	サーバー間連携移行に伴う記載の修正